

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.2 洪水調節の観点からの検討

4.2.1 大分川ダム検証における目標流量について

検証要領細目において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することを規定^{※1}している。

大分川水系は、平成18年11月に「大分川水系河川整備計画【国管理区間】」、平成19年1月に「大分川水系下流圏域河川整備計画【大分県管理区間】」が策定されているため、大分川ダムの検証にあたっては、検証要領細目に基づいて、河川整備計画の目標流量により整備内容の案を設定して検討を進めることとした。

大分川水系河川整備計画【国管理区間】では、大分川水系における国管理区間の河川整備は、戦後最大の浸水被害をもたらした昭和28年6月洪水の治水安全度（概ね70年に1回の確率で発生する洪水規模）を確保することとし、大分川においては府内大橋地点で $5,300\text{m}^3/\text{s}$ 、七瀬川においては胡麻鶴地点で $1,300\text{m}^3/\text{s}$ 、賀来川においては宮苑地点で $710\text{m}^3/\text{s}$ に対応することとして目標流量を設定している。

また、「大分川水系下流圏域河川整備計画【大分県管理区間】」では、七瀬川の大分県管理区間の河川整備は、平成5年9月洪水と同程度の規模の洪水を安全に流下させることとして、目標流量を設定している。

※1 「検証要領細目」（抜粋）

個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する。検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

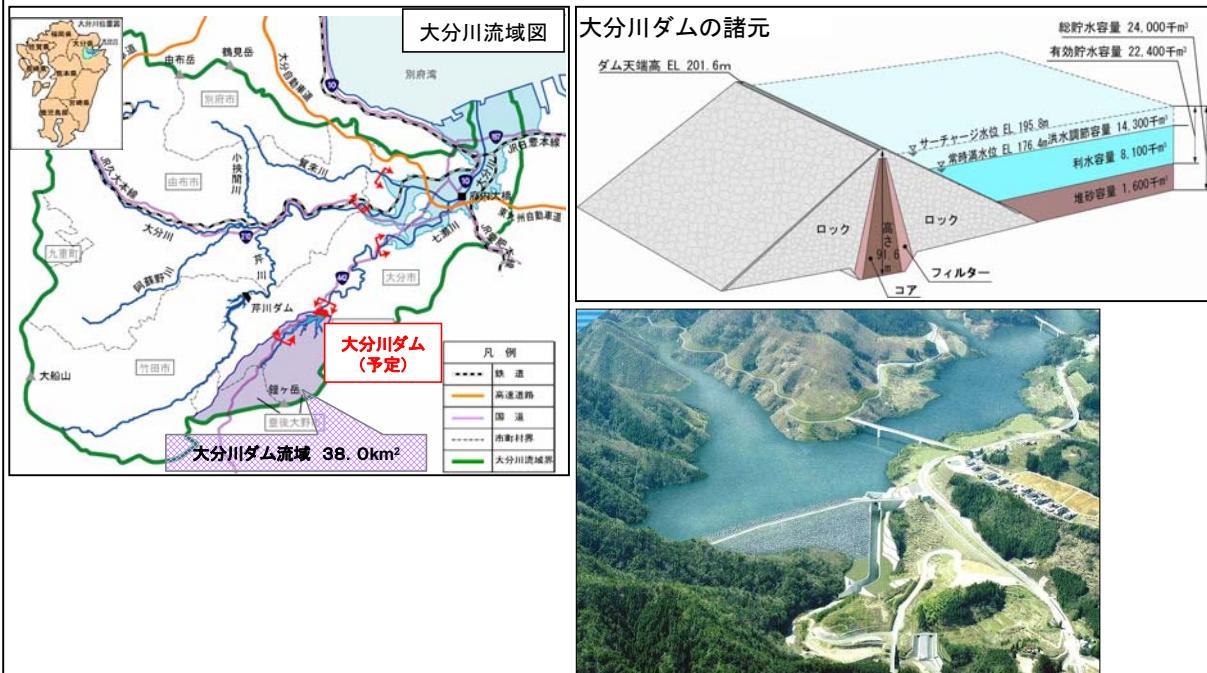
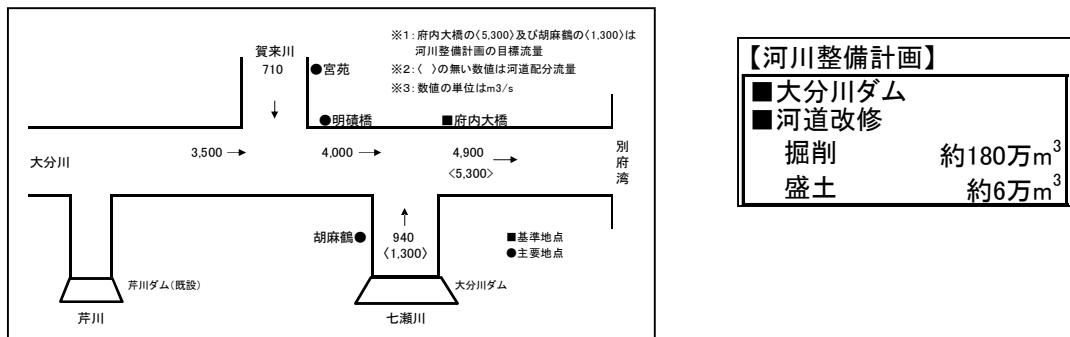
4.2.2 複数の治水対策案（大分川ダムを含む案）

複数の治水対策案（大分川ダムを含む案）は、河川整備計画を基本として検討を行った。

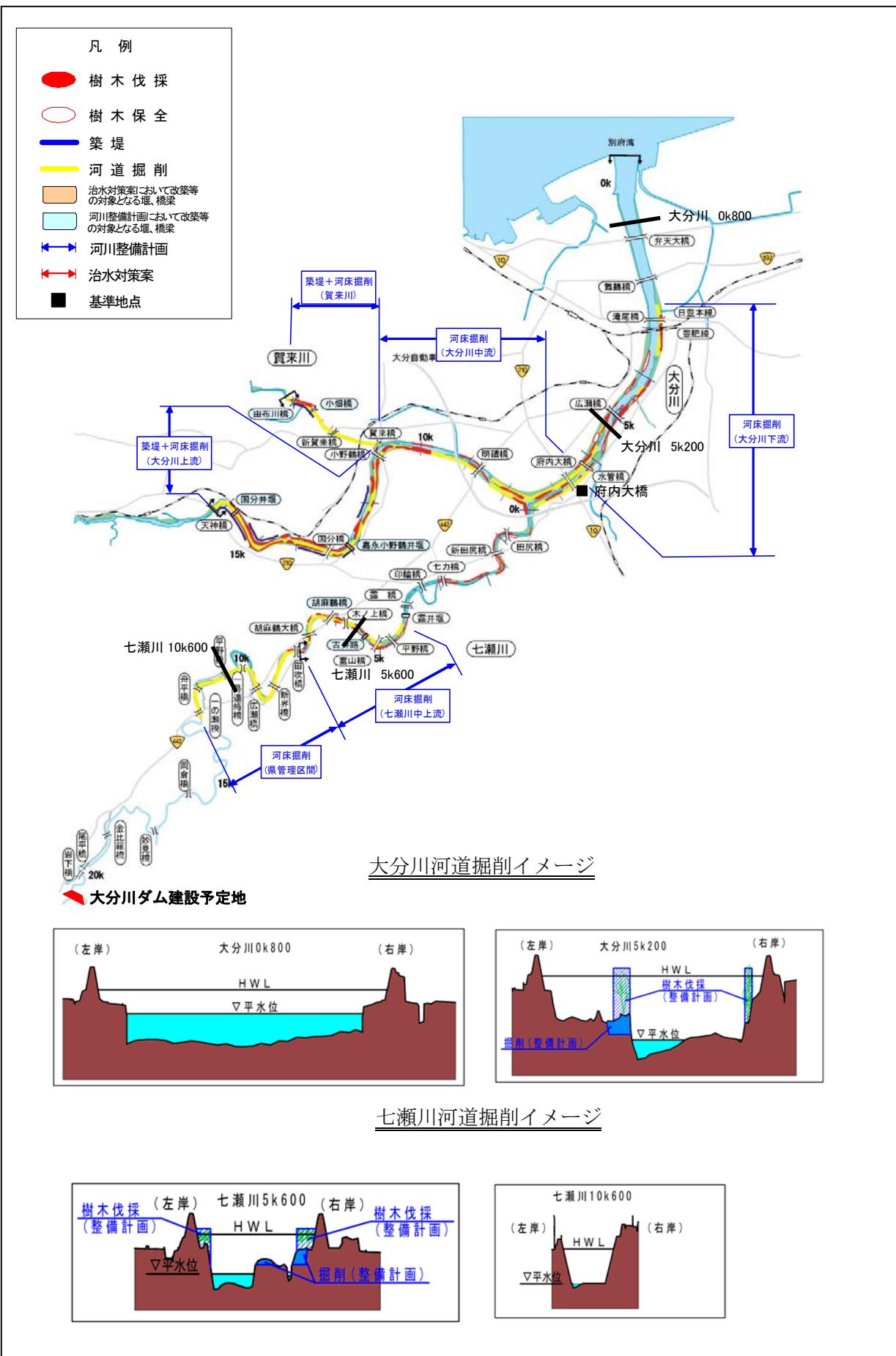
現計画（ダム案）：河川整備計画（大分川ダム＋河道改修）

【対策案の概要】

- ・河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採や堤防の整備を行う。
- ・大分川ダムの建設を行う。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・大分川ダム建設予定地は、用地取得と家屋移転は完了しており、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.2.3 複数の治水対策案の立案（大分川ダムを含まない案）

4.2.3.1 治水対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い治水対策案を立案することとした。

(1) 治水対策案検討の基本的な考え方

- ・治水対策案は、大分川水系河川整備計画【国管理区間】及び大分川水系下流圏域河川整備計画【大分県管理区間】（以下、「河川整備計画」という。）で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とする。
- ・その際、府内大橋地点における河川整備計画の目標流量 $5,300 \text{ m}^3/\text{s}$ に対して、洪水調節施設による洪水調節を行った上で、計画高水位以下の水位で安全に流下させるように、複数の治水対策案ごとに準二次元不等流計算により河道断面の設定を行うこととする。

大分川における各方策の検討の考え方についてP4-9～P4-22に示す。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

1) ダムの有効活用

既設のダムのかさ上げ、利水容量の買い上げ、操作ルールの見直し等により洪水調節能力を増強、効率化させ、下流河川の流量を低減させる。

(検討の考え方)

大分川流域での既設ダムの実態、利水の状況及び先例等を踏まえて、利水事業者等の理解と協力の可能性を勘案しつつ、既設7ダム（利水専用ダムを含む）について、治水対策案への適用の可能性を検討する。

大分川流域に存在するダム

	ダム名	形 式	目 的	容量(有効貯水量) (千m ³)	管理者名
①	篠原ダム	重力式コンクリートダム	発電	406	九州電力(株)
②	若杉防災ダム	重力式コンクリートダム	洪水調節・かんがい	718	大分県
③	山下池ダム	アースダム	発電	1,701	九州電力(株)
④	大郷溜池ダム	アースダム	かんがい	36	合ヶ迫地区
⑤	長湯ダム	アースダム	かんがい	555	世利川井路土地改良区
⑥	芹川ダム	重力式コンクリートダム	洪水調節・かんがい・発電	22,300	大分県
⑦	寒田溜池ダム	アースダム	かんがい	30	寒田地区

ダム年鑑2006(財団法人 日本ダム協会)より



2万5千分1地形図(国土地理院)を使用

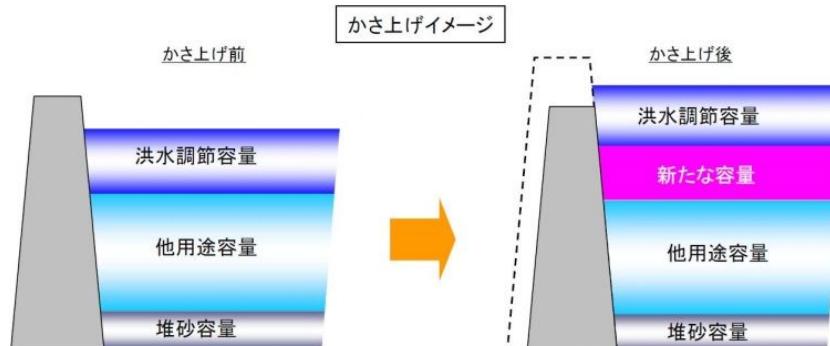


図 4-2-3-1-(1) ダムの有効活用のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

2) 遊水地等

河川に沿った地域で洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行う。

(検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通し等を踏まえて、河川沿いの土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

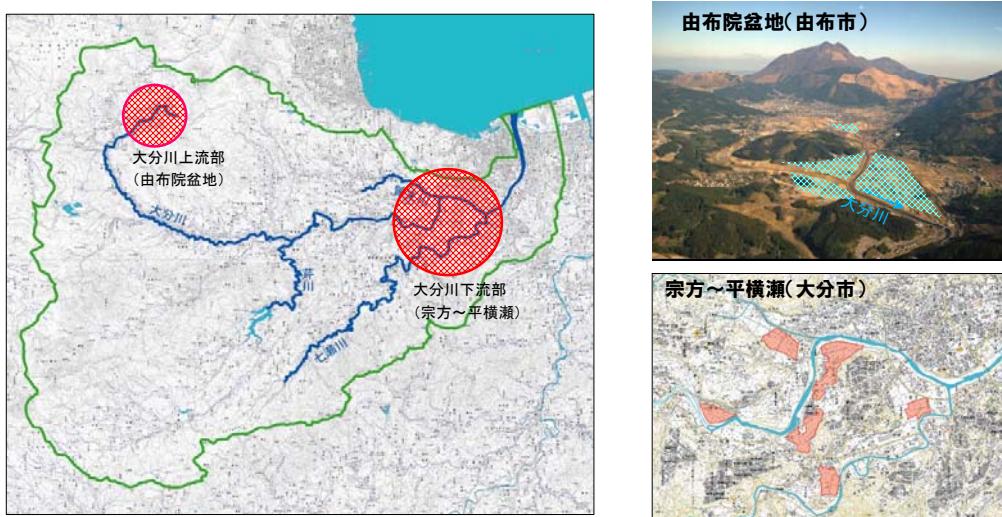


図 4-2-3-1-(2) 遊水地のイメージ

3) 放水路

河川の途中から分岐する新川を開削し、直接海、他の河川又は当該河川の下流に流す水路である。河道のピーク流量を低減する効果があり、効果が発現する場所は分流地点の下流である。

(検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通しを踏まえて、水理条件、地形条件、土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

大分川ダムに代わる治水対策として、治水効果の効率的な発現の観点から、放水先を別府湾とし、取り得るルート案を検討する。

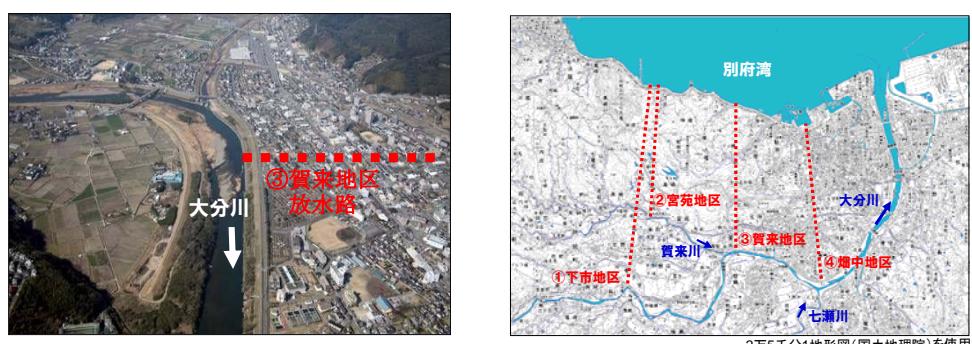


図 4-2-3-1-(3) 放水路のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4) 河道の掘削

河川の流下断面積を拡大して、河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

大分川流域での河道掘削の実績、利水への影響、河道の状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。河道の掘削は、低水路河床の掘削（川底を掘り下げる）又は、高水敷の掘削（低水路幅を広げる）が考えられる。

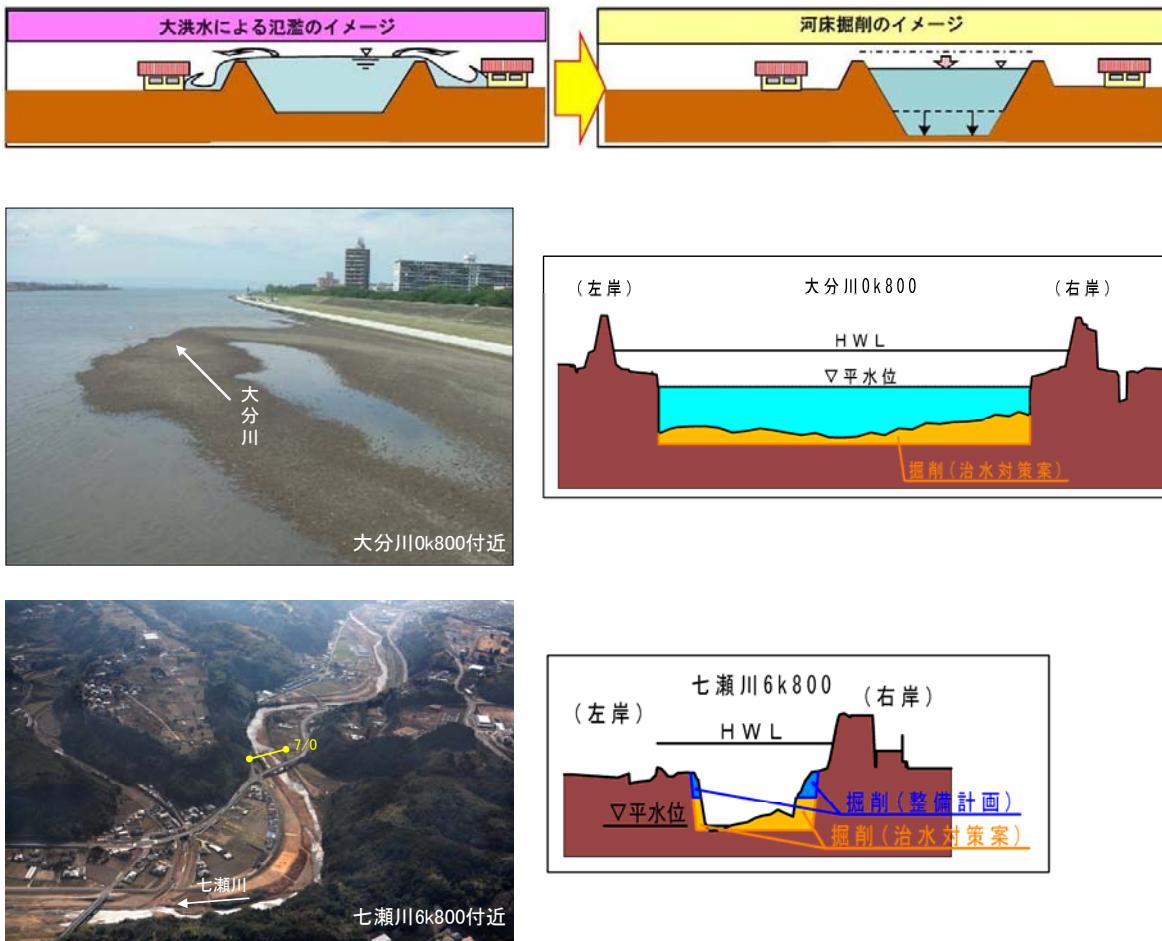


図 4-2-3-1-(4) 河道の掘削イメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

5) 引堤

堤防間の流下断面積を増大させるため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去する。河道の流下能力を向上させる効果がある。

(検討の考え方)

大分川流域での引堤の実績、用地確保の見通し、横断工作物の状況等を踏まえて、沿川の土地利用状況への影響等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

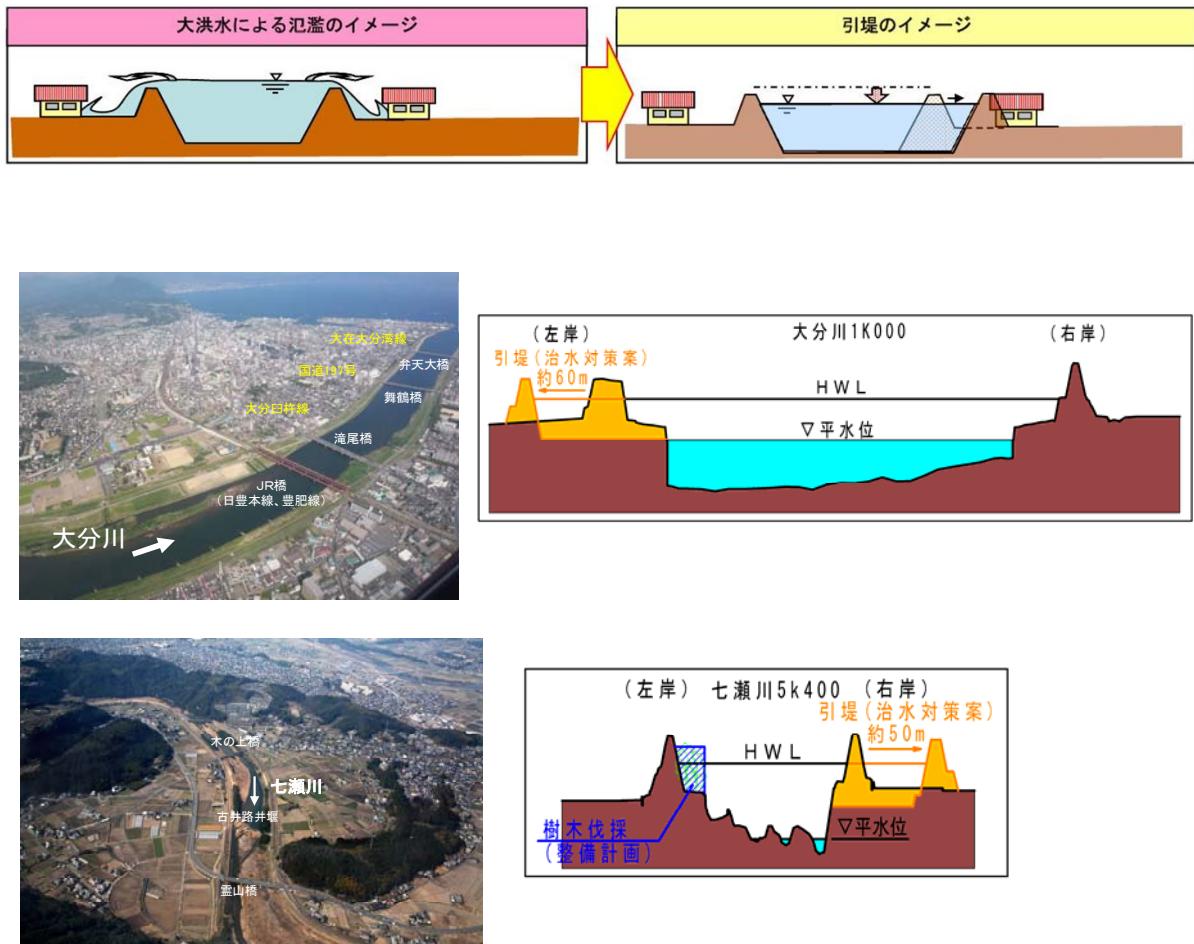


図 4-2-3-1-(5) 引堤のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

6) 堤防のかさ上げ（モバイルレバーを含む）

堤防の高さを上げることによって河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

用地確保の見通し、横断工作物、既設の堤防高の状況等を踏まえて、沿川の土地利用状況への影響等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

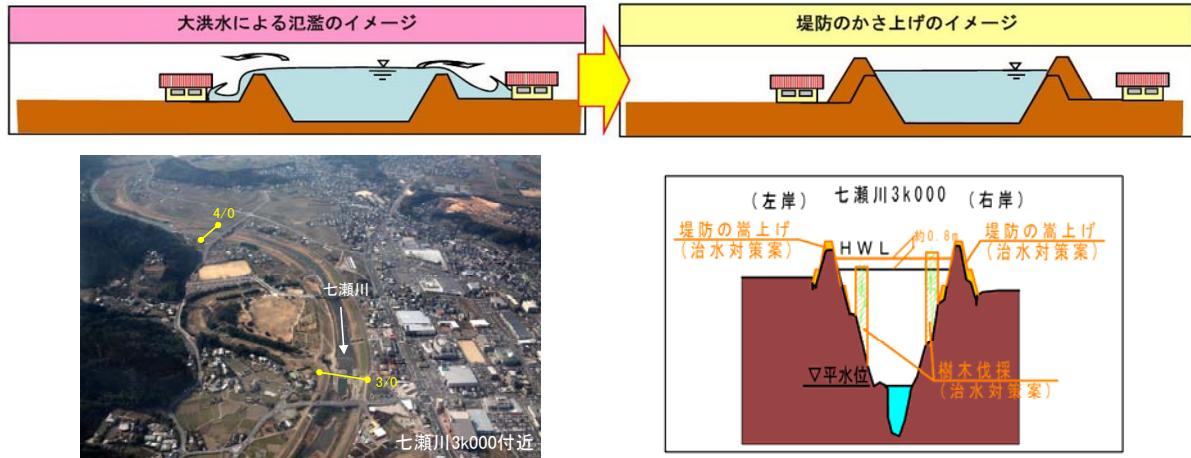


図 4-2-3-1-(6) 堤防のかさ上げのイメージ

7) 河道内の樹木の伐採

河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

大分川流域における河道内樹木の状況及び伐採のこれまでの実績等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

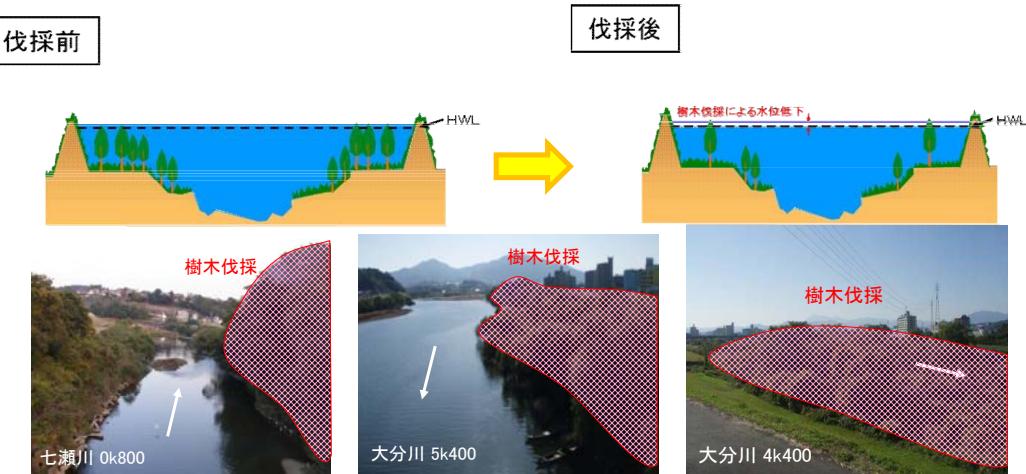


図 4-2-3-1-(7) 河道内の樹木の伐採のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

8) 決壊しない堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対して決壊しない堤防である。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。

(検討の考え方)

これまでの工学的な知見を踏まえつつ、大分川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。大分川ダムによる流量の低減がない場合に増大する河道流量に対して、計画高水位以上の水位となる区間の延長は約16kmとなる。

9) 決壊しづらい堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対しても急激に決壊しないような粘り強い構造の堤防である。技術的に可能となるなら、洪水発生時の危機管理の面から、避難するための時間を増加させる効果がある。

(検討の考え方)

これまでの工学的な知見を踏まえつつ、大分川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。大分川ダムによる流量の低減がない場合に増大する河道流量に対して、計画高水位以上の水位となる区間の延長は約16kmとなる。

10) 高規格堤防

通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防である。
なお、全区間の整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での河道整備、沿川の状況等を踏まえて、土地所有者等の理解と協力の可能性を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

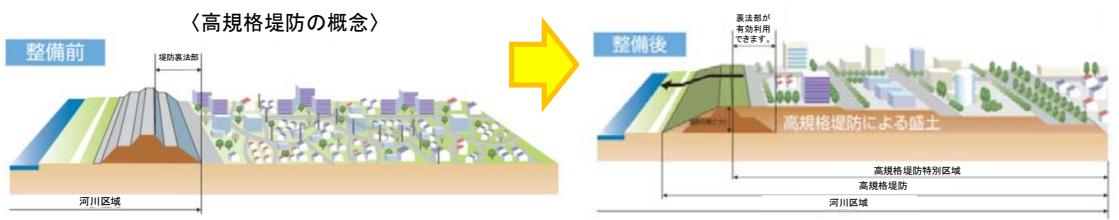


図 4-2-3-1-(8) 高規格堤防のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

11) 排水機場

自然流下排水の困難な地盤の低い地域で、堤防を越えて強制的に内水を排水するためのポンプを有する施設である。

堤防のかさ上げが行われ、本川水位の上昇が想定される場合には、内水対策の強化として排水機場の設置、能力増強が必要になる場合があることに留意する。

(検討の考え方)

大分川流域の地形や土地利用の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。



排水機場の実施例（大野川追排水機場）

図 4-2-3-1-(9) 排水機場のイメージ

12) 雨水貯留施設

都市部等における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設である。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での土地利用状況等を踏まえて、整備することにより雨水貯留が見込める可能性がある学校や公園等の設置状況、適切な維持管理の継続性等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

大分川流域内には、整備することにより雨水貯留が見込める可能性がある学校が約80箇所(合計面積約2.1km²) 存在する。



図 4-2-3-1-(10) 雨水貯留施設のイメージ

13) 雨水浸透施設

都市部等における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられる施設である。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での土地利用状況等を踏まえて、雨水浸透ますの設置の可能性、適切な維持管理の継続性等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

大分川流域内には約44km²の宅地（流域面積の約7%）が存在する。



図 4-2-3-1-(11) 雨水浸透施設のイメージ

14) 遊水機能を有する土地の保全

河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である。現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での遊水機能を有する土地の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

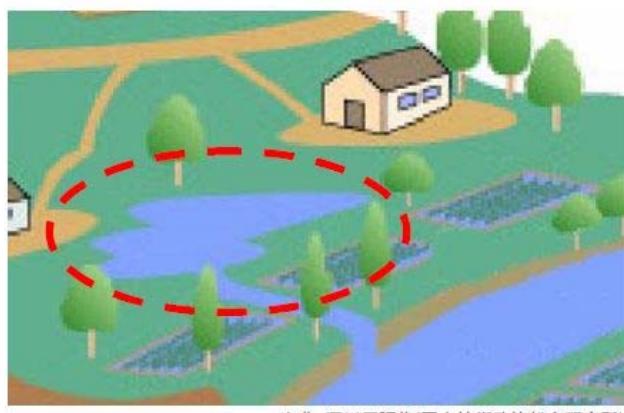


図 4-2-3-1-(12) 遊水機能を有する土地の保全のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

15) 部分的に低い堤防の存置

下流のはん濫防止等のため、通常の堤防よりも部分的に高さを低くしておく堤防であり、「洗堰」、「野越し」と呼ばれる場合がある。現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での部分的に高さを低くしてある堤防の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

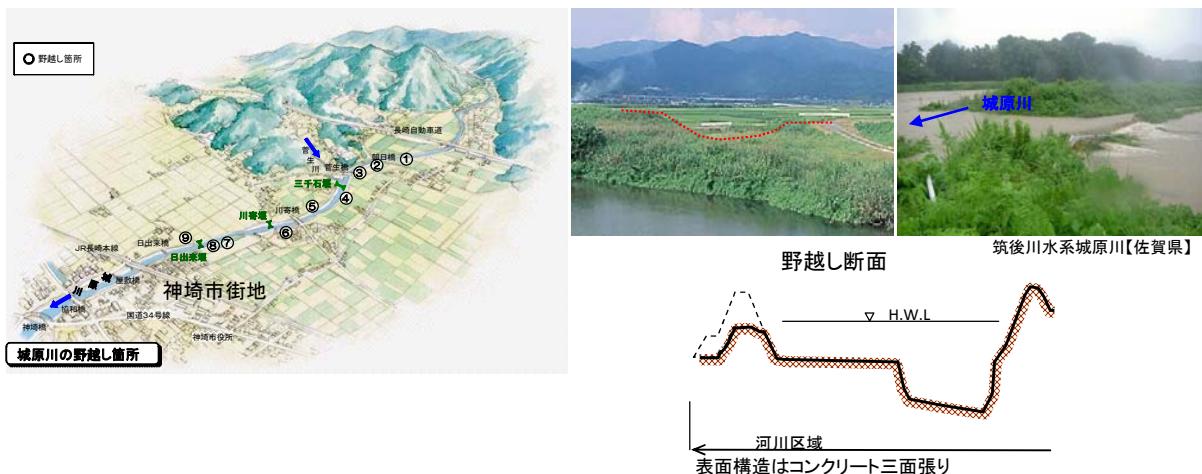


図 4-2-3-1-(13) 部分的に低い堤防の存置のイメージ

16) 霞堤の存置

急流河川において比較的多い不連続堤である。上流部の堤防の決壊等によるはん濫流を河道に戻す、洪水の一部を一時的に貯留するなどといった機能がある。現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での霞堤の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

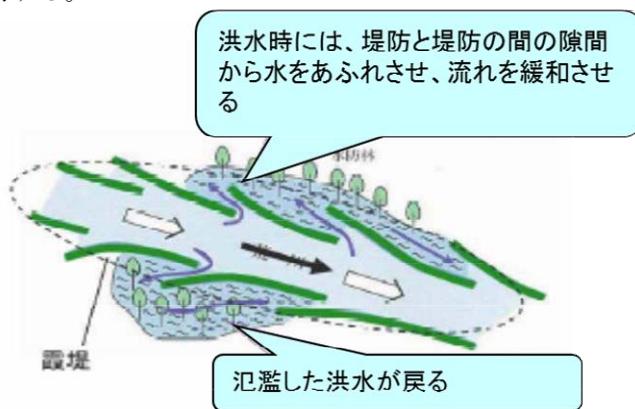


図 4-2-3-1-(14) 霞堤の存置のイメージ

17) 輪中堤

ある特定の区域を洪水の氾濫から防御するため、その周囲を囲んで設けられた堤防である。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

大分川流域の土地利用状況、現状の河川堤防の整備状況等を踏まえて、輪中堤の整備による効果等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

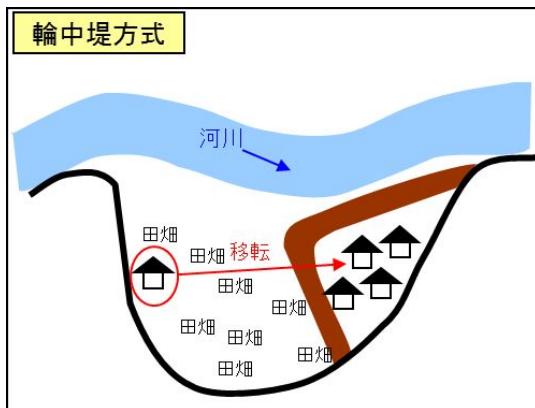


図 4-2-3-1-(15) 輪中堤のイメージ

18) 二線堤

本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

現状の河川周辺での二線堤として整備可能な土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

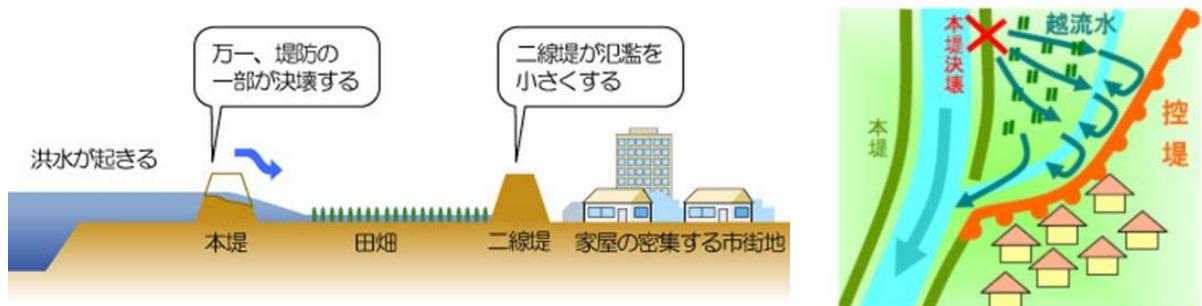


図 4-2-3-1-(16) 二線堤のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

19) 樹林帯等

堤防の治水上の機能を維持増進し、又は洪水流を緩和するよう、堤内の土地に堤防に沿って設置された帶状の樹林等である。

(検討の考え方)

現状の河川周辺での樹林帯として保全・整備可能な土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

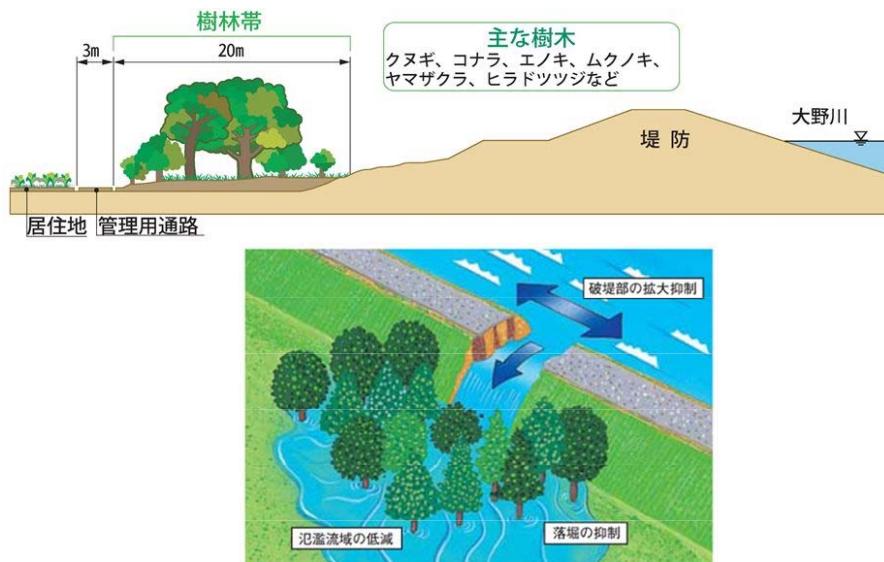


図 4-2-3-1-(17) 樹林帯等のイメージ

20) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等

盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫したりすることによって、浸水被害の抑制等を図る。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での土地利用状況を踏まえ、建築基準法による災害危険区域の設定等の可能性も勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。



図 4-2-3-1-(18) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等のイメージ

21) 土地利用規制

浸水頻度や浸水のおそれが高い地域において、土地利用の規制・誘導によって被害を抑制する。規制等により土地利用の現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高い地域への更なる資産の集中を抑制することが可能となる。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

現状の大分川流域での土地利用状況を踏まえ、建築基準法による災害危険区域の設定や条例等による土地利用の規制・誘導の可能性を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

建築基準法抜粋（災害危険区域）

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

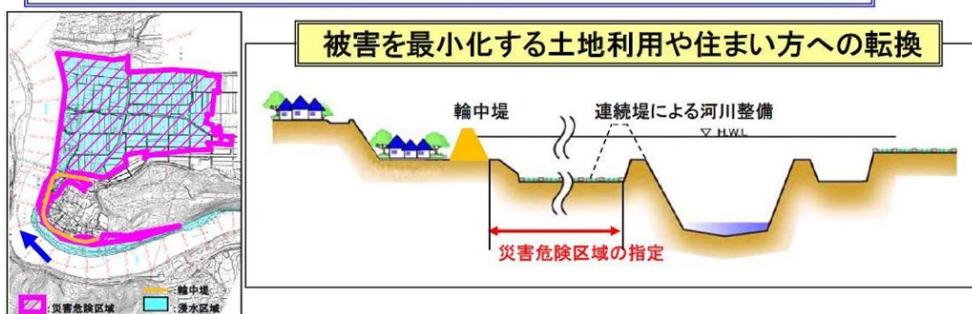


図 4-2-3-1-(19) 土地利用規制のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

22) 水田等の保全

雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。なお、治水上の機能を向上させるためには、落水口の改造工事等や治水機能を継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となる。

(検討の考え方)

今後の大分川流域の土地利用における水田保全の方向性を踏まえつつ、畦畔のかさ上げ、落水口の改造（堰板の交換）等を前提とした水田による保水機能向上の、治水対策案への適用の可能性について検討する。

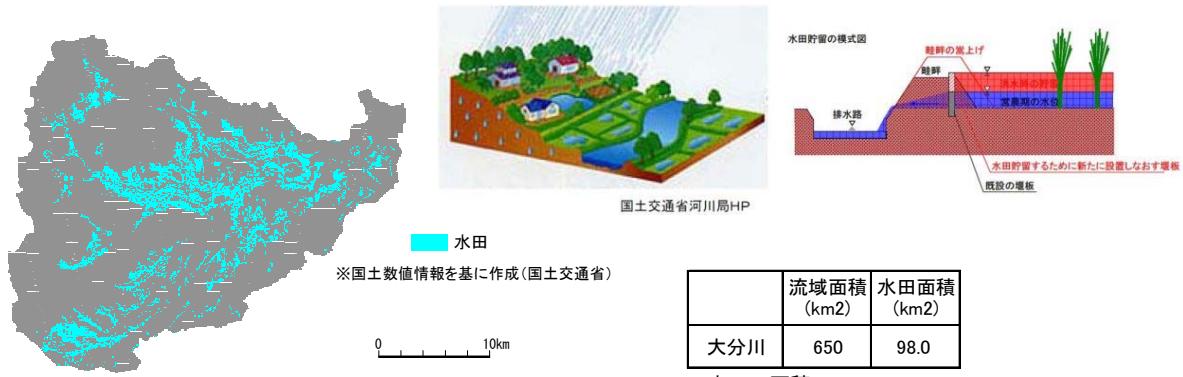


図 4-2-3-1-(20) 水田等の保全のイメージ

23) 森林の保全

主に森林土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという森林の涵養機能を保全することである。

(検討の考え方)

森林保全による治水効果の定量化の現状や大分川流域における森林の現状を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

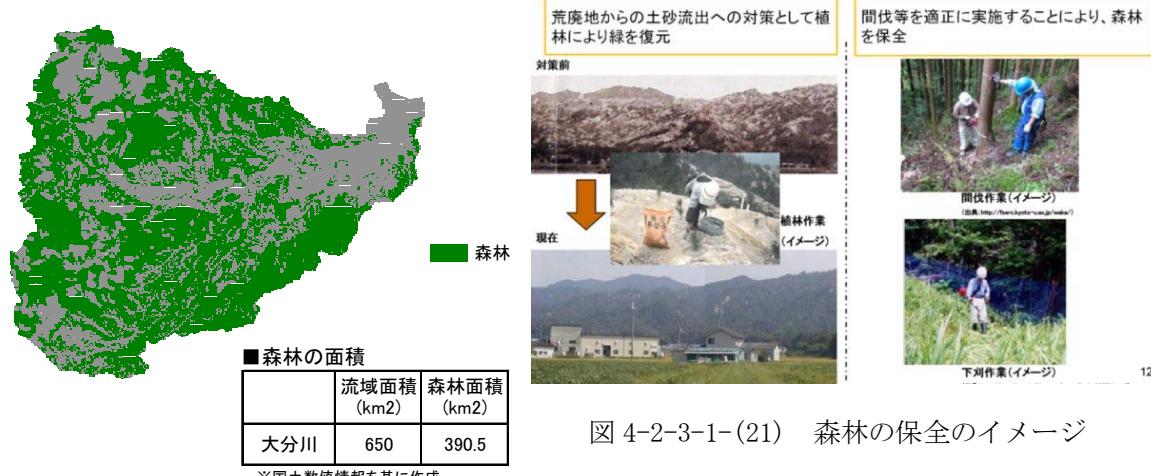


図 4-2-3-1-(21) 森林の保全のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

24) 洪水の予測、情報の提供等

洪水時に住民が的確で安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図る。

(検討の考え方)

現状の大分川流域での洪水予測、情報提供等の状況、洪水時の警戒避難、被害軽減対策の状況を踏まえて、治水対策案への適用可能性について検討する。



図 4-2-3-1-(22) 洪水の予測、情報の提供等のイメージ

25) 水害保険等

家屋、家財の資産について、水害に備えるための損害保険である。はん濫した区域において、個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として、水害の被害額の補填が可能となる。

(検討の考え方)

国内外での水害保険の現状、我が国での民間会社が運営・販売する火災保険による風水害による被害補填制度の状況を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

表 4-2-3-1-(1) 各国の洪水保険制度の比較（現状）

	日本	アメリカ	フランス
洪水保険の概要	従来の火災保険に風水害も含めた「総合保険」の任意保険。	国が法制化した国営の洪水保険制度。 基本的に任意保険。	国が法制化した自然災害に対する保険制度。 民間損害保険の自動拡張型でありほぼ全世帯が加入。 基本的に任意保険。
被保険者	個人	コミュニティ	個人
運営・販売	民間会社が運営・販売。	運営は連邦政府。販売は民間保険会社。	運営は、国有・民間を問わず全ての保険会社。
土地利用規制	土地利用規制との関係なし。	土地利用規制と密接に関係し、住宅改築の融資や保険料率にも影響。	土地の危険度に関わらず、保険料率は一定。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(2) 治水対策案の大分川流域への適用性

表 4-2-3-1-(2) に 26 方策の大分川流域への適用性について検討した結果を示す。8. 決壊しない堤防、9. 決壊しづらい堤防、10. 高規格堤防、15. 部分的に低い堤防の存置、16. 震堤の存置、18. 二線堤、19. 樹林帯、25. 水害保険等の 8 方策を除く 18 方策において検討を行うこととした。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-2-3-1-(2) 26 方策の大分川流域への適用性について

「ダム事業の検証に係る検討に付する再評価実施要領項目」で示されている方策		流域を中心とした対策	河川を構成して流水を貯留することを目的とした構造物。ビーグ流量を低減。	既設ダムのかさ上げ等により有効活用。ビーグ流量を低減。	河川を構成して流水を貯留することを目的とした構造物。ビーグ流量を低減。
ダム	1. ダムの有效活用		既設ダムの一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。	既設ダムの一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。	既設ダムの一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。
河川	2. 造水地(調節池)等		洪水の一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。	洪水により洪水の一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。	洪水により洪水の一部を貯留する施設。ビーグ流量を低減。
	3. 放水路(捷水路)		放水路により洪水の一部を貯留する。ビーグ流量を低減。	放水路により洪水の一部を貯留する。ビーグ流量を低減。	放水路により洪水の一部を貯留する。ビーグ流量を低減。
	4. 河道の掘削		河道の掘削により河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。	河道の掘削により河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。	河道の掘削により河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。
	5. 引堤		堤防は防護の高さを上げて河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。	堤防は防護の高さを上げて河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。	堤防は防護の高さを上げて河川の流下断面積を拡大する。流下能力を向上。
	6. 堤防のかさ上げ		河道内に繁茂した樹木を伐採。	河道内に繁茂した樹木を伐採。	河道内に繁茂した樹木を伐採。
	7. 河道内の樹木の伐採		河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。	河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。	河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。
	8. 決壊しない堤防		決壊しない堤防の整備により避難時間を増加させる。	決壊しない堤防の整備により避難時間を増加させる。	決壊しない堤防の整備により避難時間を増加させる。
	9. 決壊しやすい堤防		通常の堤防より堤内地側の堤防幅を広げ、洪水時の避難地としても利用。	通常の堤防より堤内地側の堤防幅を広げ、洪水時の避難地としても利用。	通常の堤防より堤内地側の堤防幅を広げ、洪水時の避難地としても利用。
	10. 高規格・堤防		排水機場により内水対策を実施する。	排水機場により内水対策を実施する。	排水機場により内水対策を実施する。
	11. 排水機場		雨水貯留施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水貯留施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水貯留施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。
	12. 雨水貯留施設		雨水浸透施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水浸透施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水浸透施設を設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。
	13. 雨水浸透施設		雨水機能を有する土地を保全する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水機能を有する土地を保全する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	雨水機能を有する土地を保全する。ビーグ流量を低減させる場合がある。
	14. 遊水機能を有する土地の保全		部分的に低い堤防を存続する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	部分的に低い堤防を存続する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	部分的に低い堤防を存続する。ビーグ流量を低減させる場合がある。
	15. 部分的に低い堤防の存置		震堤を河川に設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	震堤を河川に設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。	震堤を河川に設置する。ビーグ流量を低減させる場合がある。
	16. 電堤の存置		輪中堤により特定の区域を共水氾濫から防御する。	輪中堤により特定の区域を共水氾濫から防御する。	輪中堤により特定の区域を共水氾濫から防御する。
	17. 輪中堤		本堤背後の堤内地に堤防を築造する。洪水氾濫の拡大を防止。	本堤背後の堤内地に堤防を築造する。洪水氾濫の拡大を防止。	本堤背後の堤内地に堤防を築造する。洪水氾濫の拡大を防止。
	18. 二線堤		堤内地の土地上に堤防に沿って帶状に樹林を設置する。堤防の決壊時の拡大抑制。	堤内地の土地上に堤防に沿って帶状に樹林を設置する。堤防の決壊時の拡大抑制。	堤内地の土地上に堤防に沿って帶状に樹林を設置する。堤防の決壊時の拡大抑制。
	19. 樹林帯等		宅地の地盤高を高いたり、ゴロテイ建築等を設置する。浸水被害を軽減。	宅地の地盤高を高いたり、ゴロテイ建築等を設置する。浸水被害を軽減。	宅地の地盤高を高いたり、ゴロテイ建築等を設置する。浸水被害を軽減。
	20. 宅地のかさ上げ・ゴロテイ建築等		災害危険区域等を設制する。資産集中等を抑制し被害を軽減。	災害危険区域等を設制する。資産集中等を抑制し被害を軽減。	災害危険区域等を設制する。資産集中等を抑制し被害を軽減。
	21. 土地利用規制		水田の保全により治水機能を保全する。	水田の保全により治水機能を保全する。	水田の保全により治水機能を保全する。
	22. 水田等の保全		落水口の改造工事等により雨水浸透の機能を保全する。	落水口の改造工事等により雨水浸透の機能を保全する。	落水口の改造工事等により雨水浸透の機能を保全する。
	23. 森林の保全		森林の保全により雨水浸透の機能を保全する。	森林の保全により雨水浸透の機能を保全する。	森林の保全により雨水浸透の機能を保全する。
	24. 洪水の予測・情報の提供等		洪水の予測・情報の提供により被害の警報を図る。	洪水の予測・情報の提供により被害の警報を図る。	洪水の予測・情報の提供により被害の警報を図る。
	25. 水害保険等		河川整備水準に基づく保険料率の補填が可能。	河川整備水準に基づく保険料率の補填が可能。	河川整備水準に基づく保険料率の補填が可能。

河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策

考古学研究会

4.2.3.2 複数の治水対策案の立案

(1) 治水対策案の組み合わせの考え方

- ・治水対策案の検討において検証要領細目で示された方策のうち、大分川水系に適用可能な18方策を組み合わせてできる限り幅広い治水対策案を立案した。
- ・治水対策案の立案にあたっては、大分川流域の地形、地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「河道内の樹木伐採」、「水田等の保全（機能向上を除く）」、「森林の保全」、「洪水の予測、情報の提供等」については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するものとして、河道、流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続することとする。
- ・代表的な方策別にグループ化し、治水対策案を検討した。各グループの考え方は以下のとおり。

グループ1：洪水を安全に流下させる案

流域の地形、地域条件に応じて適用可能な方策を用いて検討する。なお、放水路を用いる場合は、放水路の治水効果が及ばない支川七瀬川において、用地買収や構造物の改築が一番少なくコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」との組み合わせを検討する。

グループ2：できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案

できるだけ遊水地により洪水を河道外に貯留したうえで、遊水地によって低減した流量を安全に流すため、河道の対策との組み合わせを検討する。なお、河道の対策としては用地買収や構造物の改築が一番少なくコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」との組み合わせを検討する。

グループ3：家屋等の浸水被害を防御する案

輪中堤と遊水機能を有する土地の保全により家屋等の浸水被害を防御したうえで、遊水機能を有する土地の保全によって低減した流量を安全に流すため、河道の対策との組み合わせを検討する。なお、河道の対策としては用地買収や構造物の改築が一番少なくコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」との組み合わせを検討する。

グループ4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

できるだけ既存施設を活用する方策として、大分川流域内の芹川ダムに治水容量を確保する「かさ上げ」、「容量買い上げ」、「操作ルールの見直し」を実施したうえで、河道の対策との組み合わせを検討する。なお、河道の対策としては用地買収や構造物の改築が一番少なくコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」との組み合わせを検討する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

グループ 5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

できるだけ雨水の河川への流出を抑制させるため、雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全（機能向上）、輪中堤と遊水機能を有する土地の保全を実施したうえで、河道の対策との組み合わせを検討する。なお、河道の対策としては用地買収や構造物の改築が一番少なくコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」との組み合わせを検討する。

（2）治水対策案の一覧

グループ 1：洪水を安全に流下させる案 ··· [治水対策案：①～④]

グループ 2：できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案 ··· [治水対策案：⑤, ⑥]

グループ 3：家屋等の浸水被害を防御する案 ··· [治水対策案：⑫]

グループ 4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案 ··· [治水対策案：⑦～⑨]

グループ 5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案 ··· [治水対策案：⑩, ⑪, ⑬～⑯]

なお、治水対策案の組み合わせ一覧表を表 4-2-3-2-(1) に示す。

また、立案した治水対策案の概要を P4-28～P4-57 に示す。

（3）治水対策案における七瀬川（大分県管理区間）の考え方

七瀬川の大分県管理区間の河川整備は、平成 5 年 9 月洪水と同程度の規模の洪水を安全に流下させることとして計画しており、堤防は概成し、護岸や橋梁の基礎は大分川ダムによる水位低減効果を見込んで、大分川水系河川整備基本方針（確率規模：1/100）で施工済みであることから、河床掘削案、堤防かさ上げ案、引堤案を比較検討した結果、河床掘削案を全案にて一律採用することとした。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表4-2-3-2-(1) 治水対策案の組合せ一覧表

※河道内の樹木伐採、水田等の保全、森林の保全、洪水の予測・情報の提供等

ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害削減等の観点からその進歩を図る努力を継続する。

グループ1：洪水を安全に流下させる案

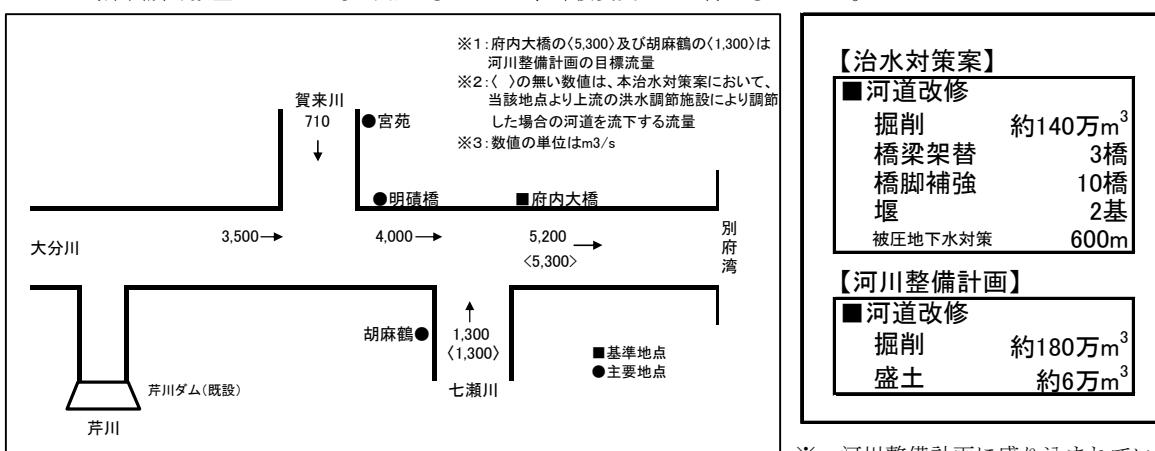
治水対策案①：河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・掘削箇所は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

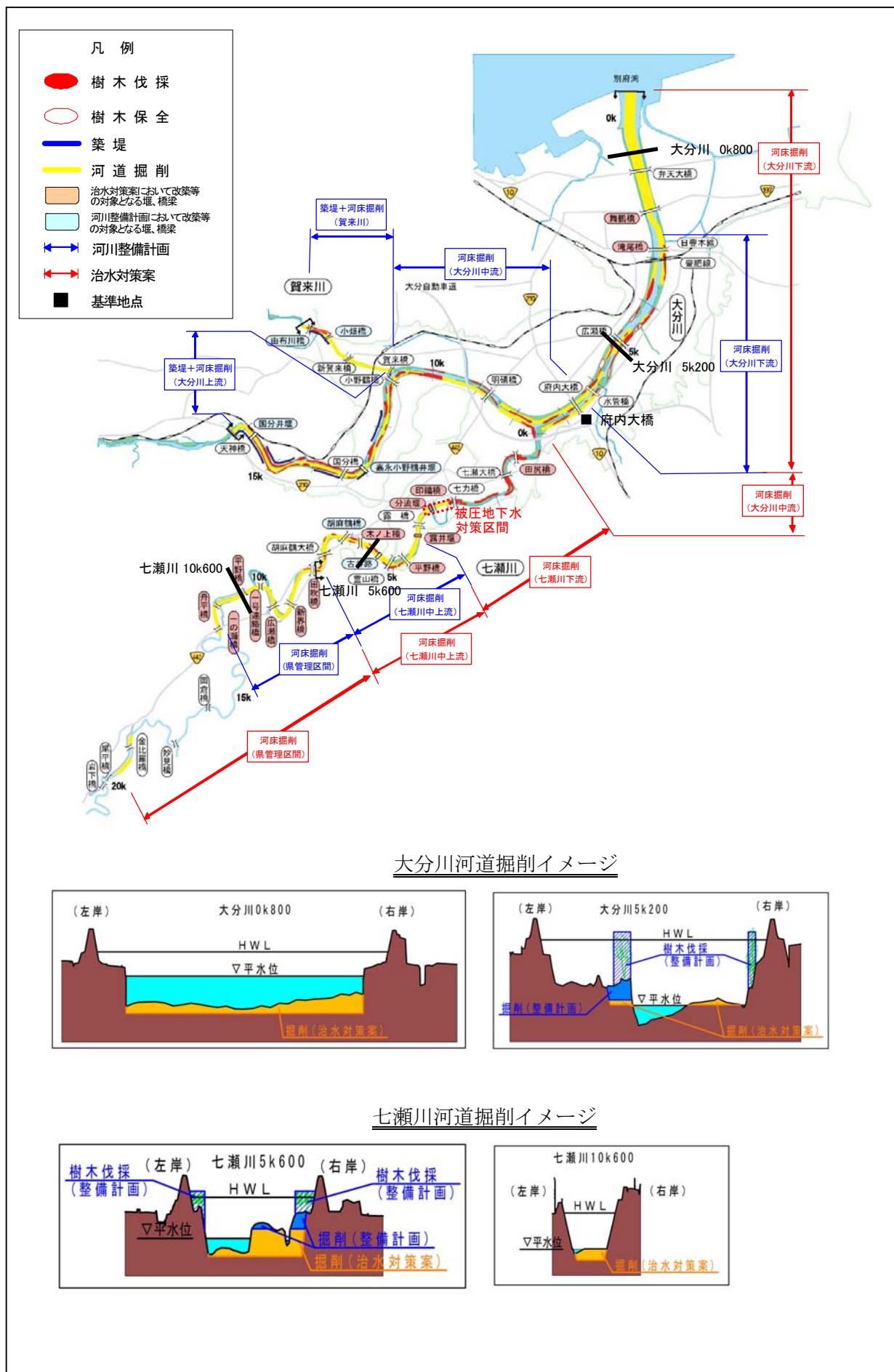
※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



※ 河川整備計画に盛り込まれている
河道改修を実施するとともに、
河川整備計画と同程度の治水安全度
を確保するため治水対策案を実施
する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ1：洪水を安全に流下させる案

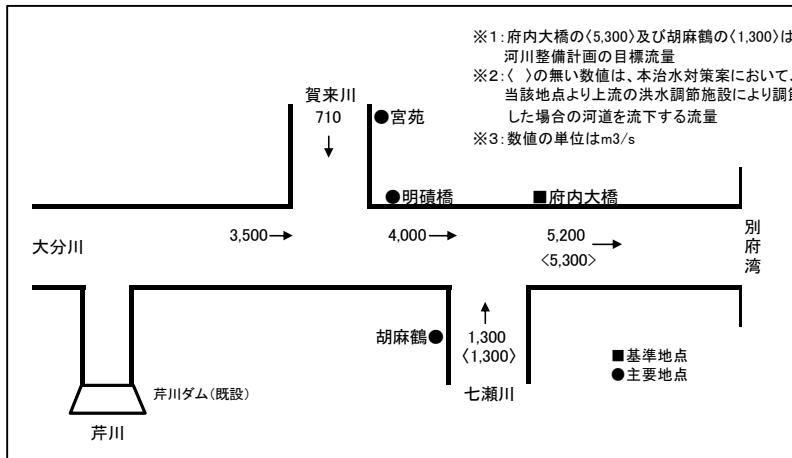
治水対策案②：堤防のかさ上げ+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ及び樹木伐採を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・堤防は堤内側にかさ上げすることを基本とする。
- ・流下阻害又は河道の掘削、堤防のかさ上げにより影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・橋梁の架け替えやかさ上げにあたっては、緊急輸送路の指定があり、一定の交通量がある道路については、仮橋による迂回路を確保する。
- ・堤防のかさ上げに伴い、用地補償を行う。
- ・堤防のかさ上げに伴い、内水被害の増大が懸念される箇所においては、排水ポンプの機能向上を図る。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



【治水対策案】

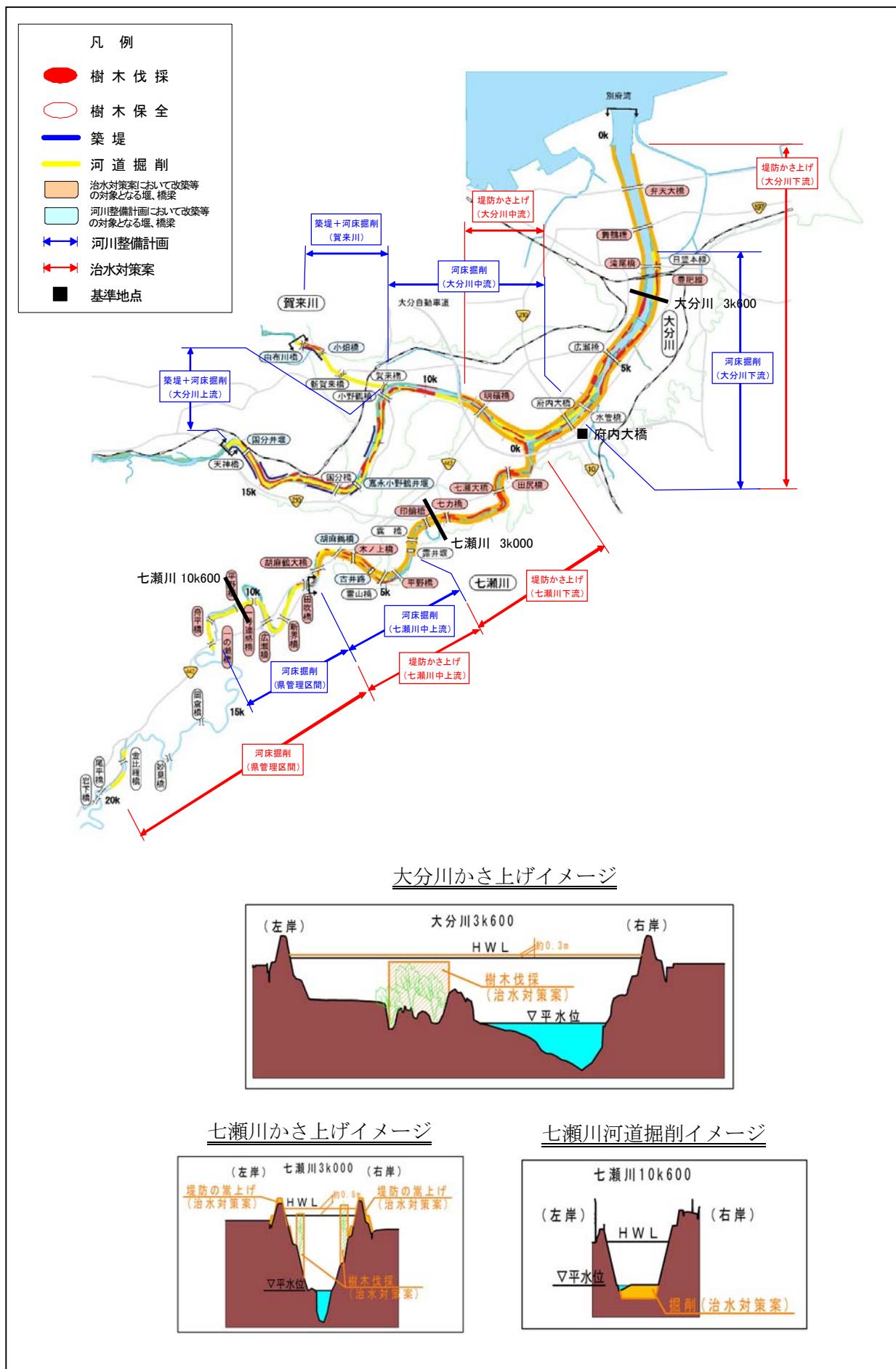
■河道改修	
掘削	約20万m ³
盛土	約8万m ³
移転家屋	40戸
移転事業所等	36件
橋梁架替	7橋
橋梁かさ上げ	5橋
橋脚補強	7橋
用地買収	約3.8ha

【河川整備計画】

■河道改修	
掘削	約180万m ³
盛土	約6万m ³

※ 河川整備計画に盛り込まれている
河道改修を実施するとともに、河
川整備計画と同程度の治水安全度
を確保するため治水対策案を実施
する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



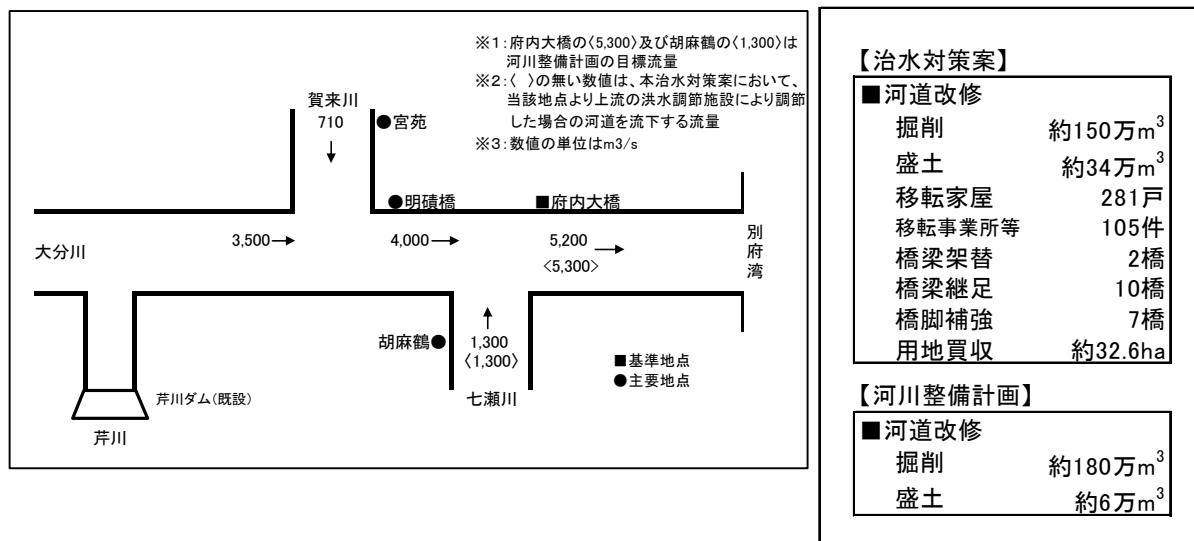
グループ1：洪水を安全に流下させる案
治水対策案③：引堤+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

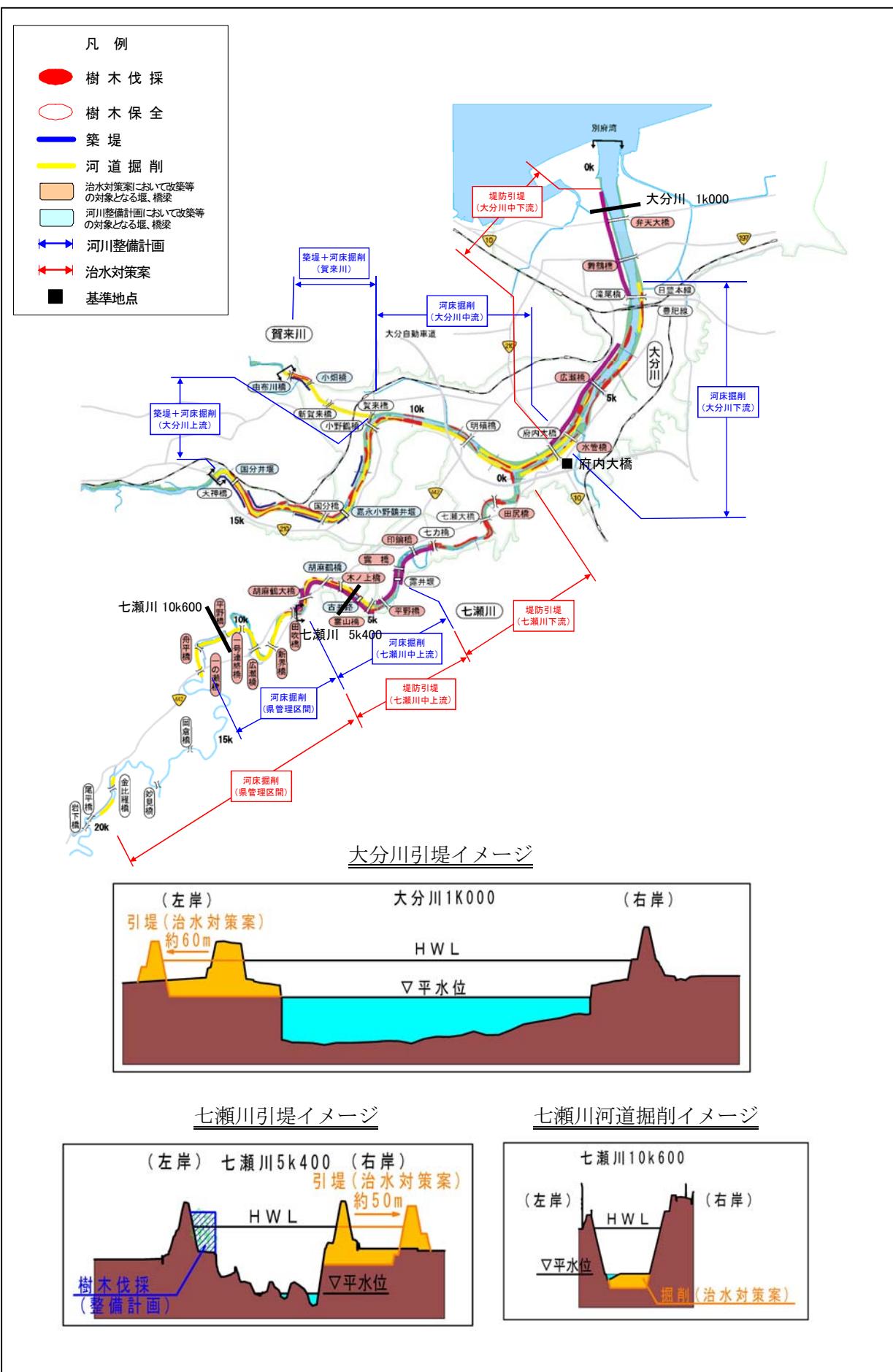
- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流下断面積が不足する箇所において、引堤及び樹木伐採を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・引堤箇所は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とする。
- ・引堤は、背後地の資産状況を考慮しながら、片側引堤を基本とする。
- ・流下阻害又は河道の掘削、引堤により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・引堤に伴い、用地補償を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ1：洪水を安全に流下させる案

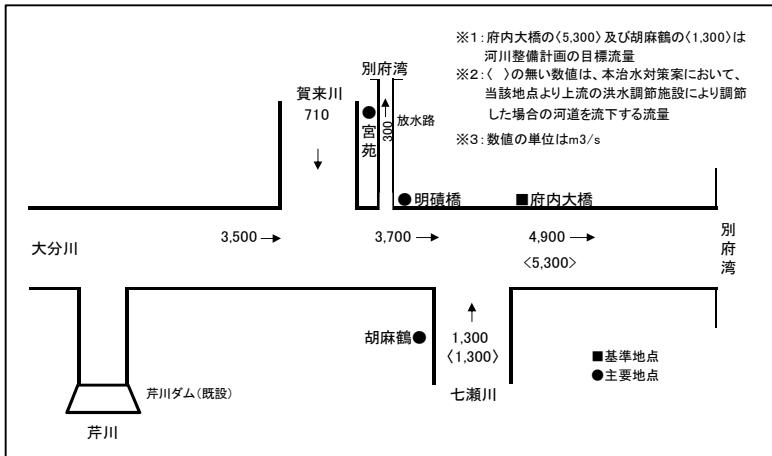
治水対策案④：放水路+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、放水路の建設を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・放水路の分流地点は放水路延長を考慮して大分川左岸 10 k 600 付近とする。
- ・放流地点は別府湾とし、周辺に漁港、集落等が無い場所を選定する。
- ・放水路の分流地点は流入堰を設置する。
- ・放水路の開水路部では、用地補償を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・流下阻害又は河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



【治水対策案】

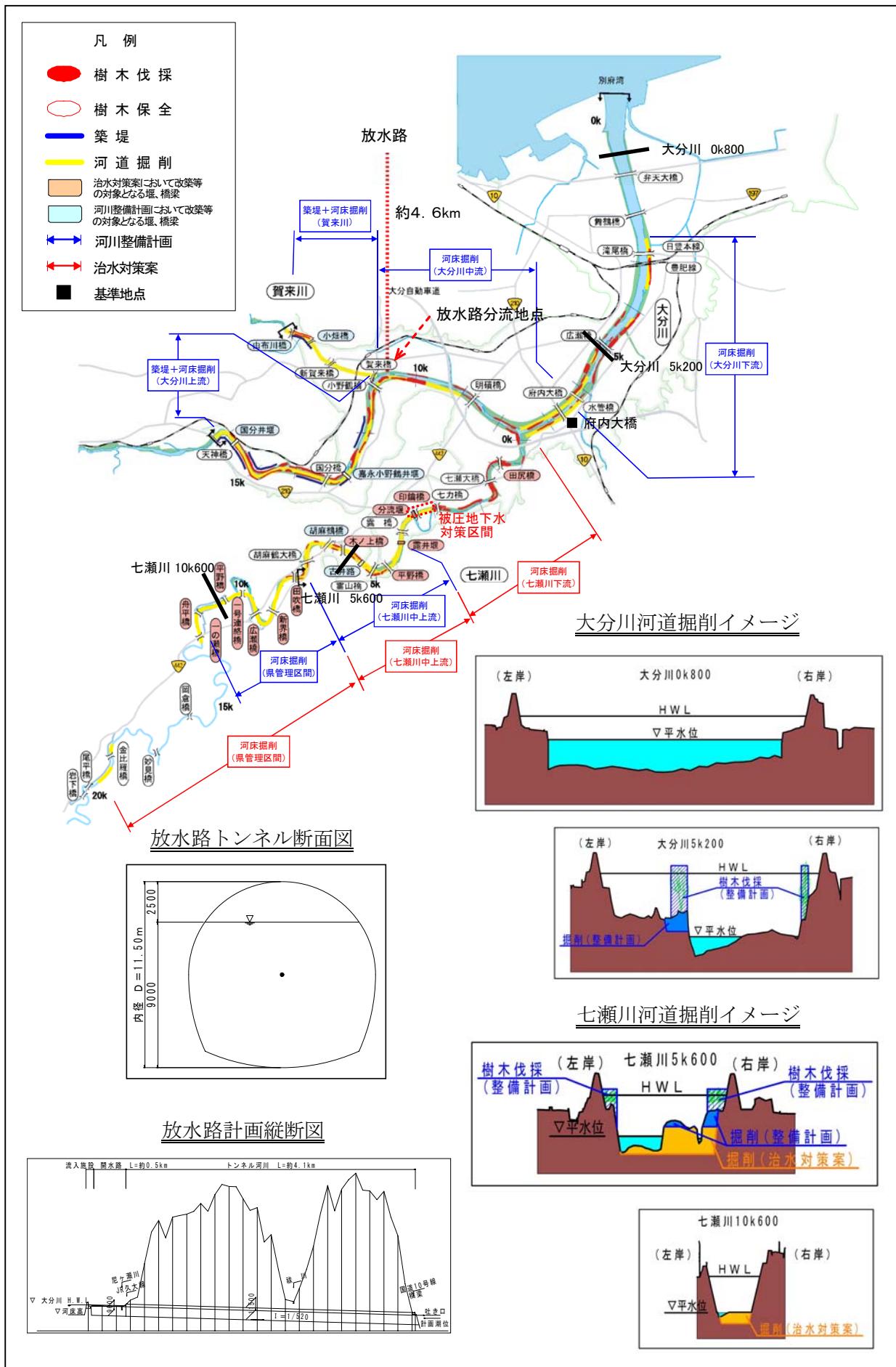
■放水路	D = 11.5m
トンネル方式	L = 4.6km
移転家屋	19戸
移転事業所等	18件
用地買収	約1.8ha
■河道改修	
掘削	約60万m ³
橋梁架替	3橋
橋脚補強	8橋
堰	2基
被圧地下水対策	600m

【河川整備計画】

■河道改修	約170万m ³
掘削	約170万m ³
盛土	約6万m ³

※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

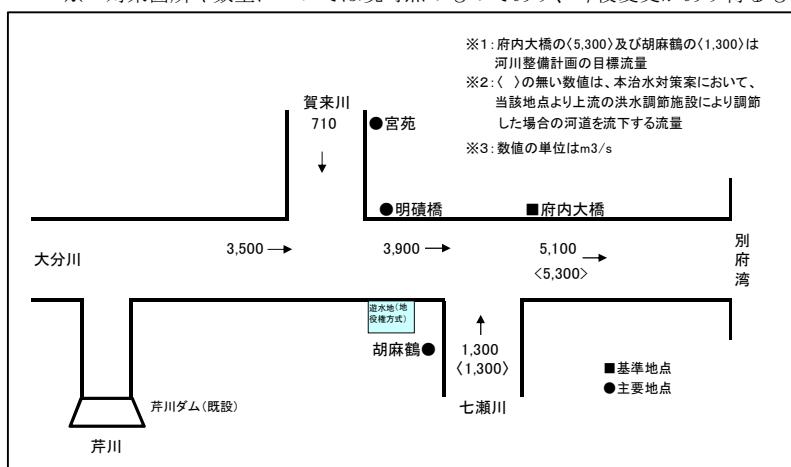


グループ2：できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案**治水対策案⑤：遊水地（地役権方式）+宅地のかさ上げ・ピロティ建築等****十河道の掘削+河道内の樹木伐採****【対策案の概要】**

- 河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、地役権方式での遊水地の設置を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- 遊水地は大分川流域の地形状況及び土地利用の状況や堤内地盤高から、小野鶴地区1箇所を設置箇所とする。
- 遊水地はできるだけ住家に影響のない範囲で最大限の面積を確保するものとする。
- 遊水地は、地役権方式のため現状の土地利用は改変しないものとし、河川堤防と同じ高さの周囲堤を設けて横越流で洪水流を貯め込む構造とする。
- 遊水地内の農地については、地役権補償を行う。また、事業所等の移転、宅地かさ上げ・ピロティ建築等の用地補償を行う。
- 流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- 河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- 七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- 流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

**【治水対策案】**

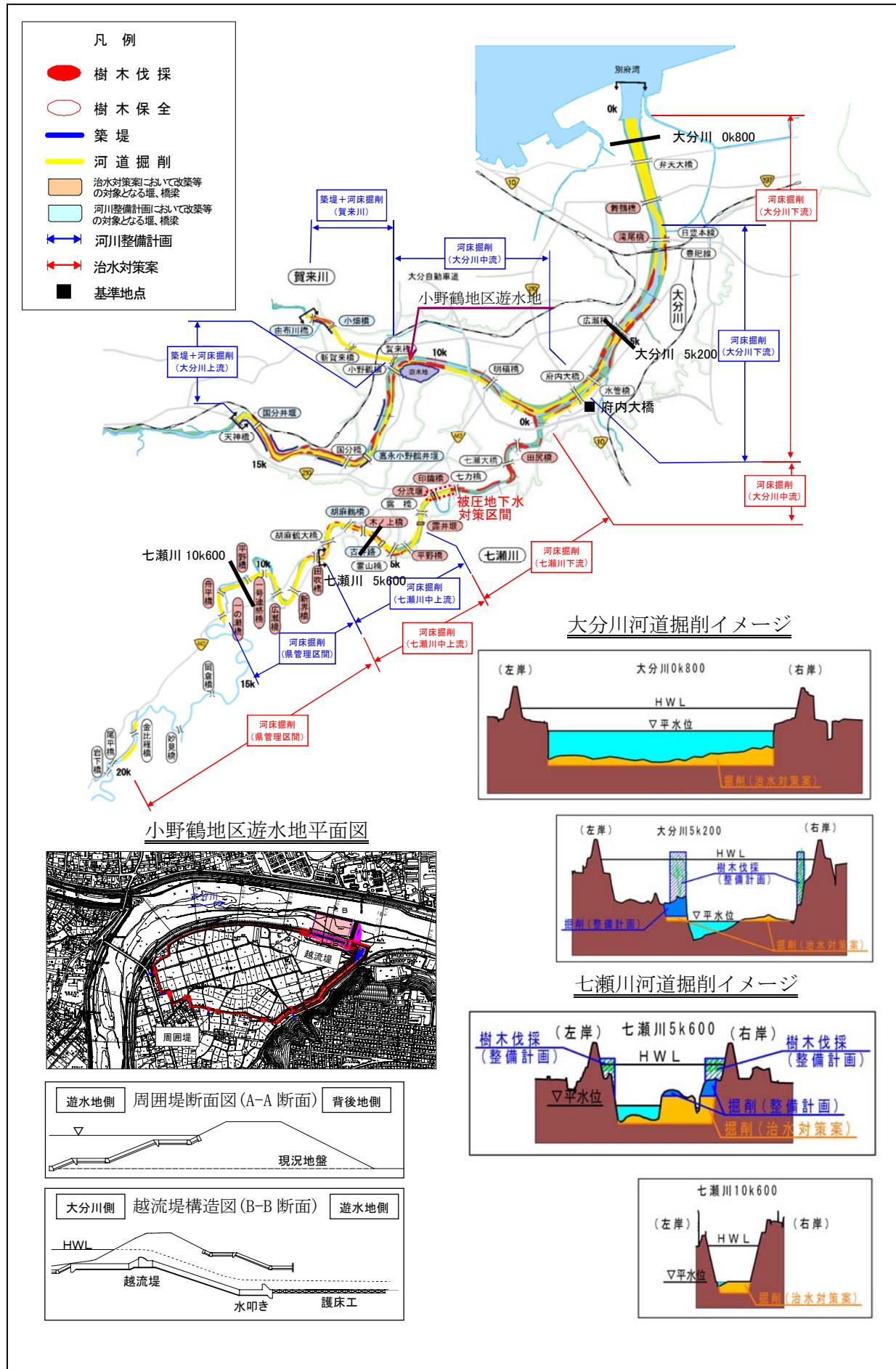
■遊水地	1箇所 26ha
掘削	約4万m ³
盛土	約6万m ³
移転事業所等	10件
用地買収	約3.3ha
地役権設定	約22.3ha
■河道改修	
掘削	約110万m ³
橋梁架替	3橋
橋脚補強	10橋
堰	2基
被圧地下水対策	600m

【河川整備計画】

■河道改修	
掘削	約180万m ³
盛土	約6万m ³

※ 河川整備計画に盛り込まれている
河道改修を実施するとともに、河川整
備計画と同程度の治水安全度を確保
するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ2：できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案

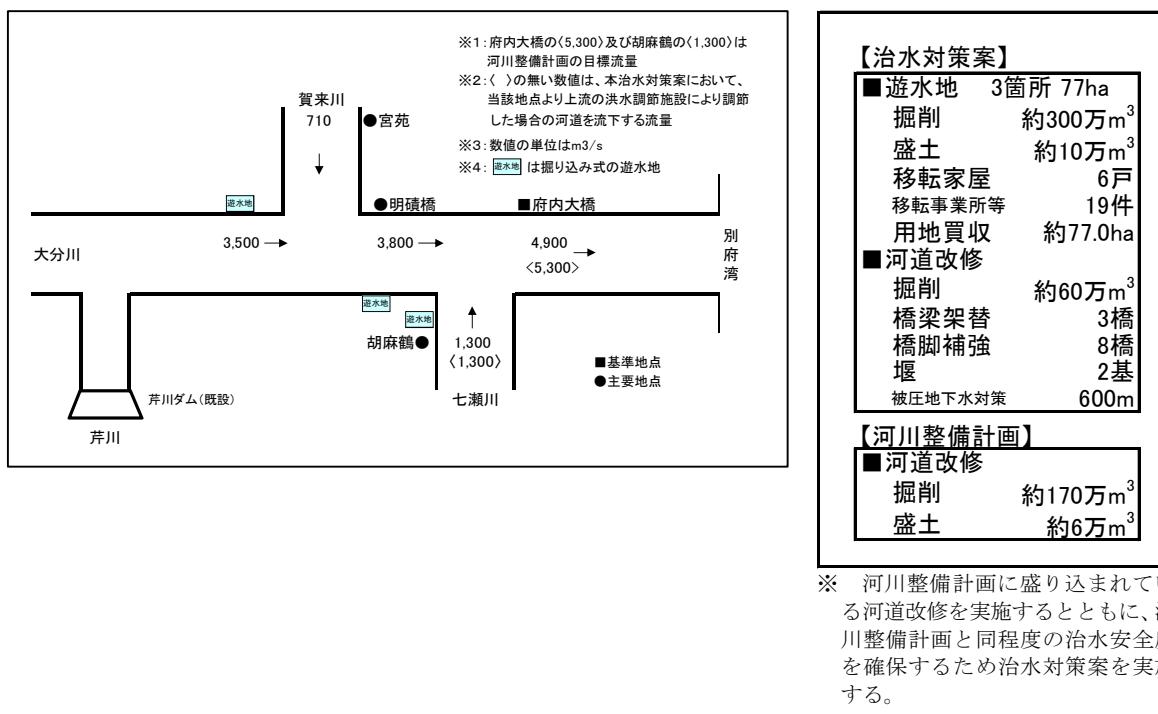
治水対策案⑥：遊水地（堀込み方式）+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

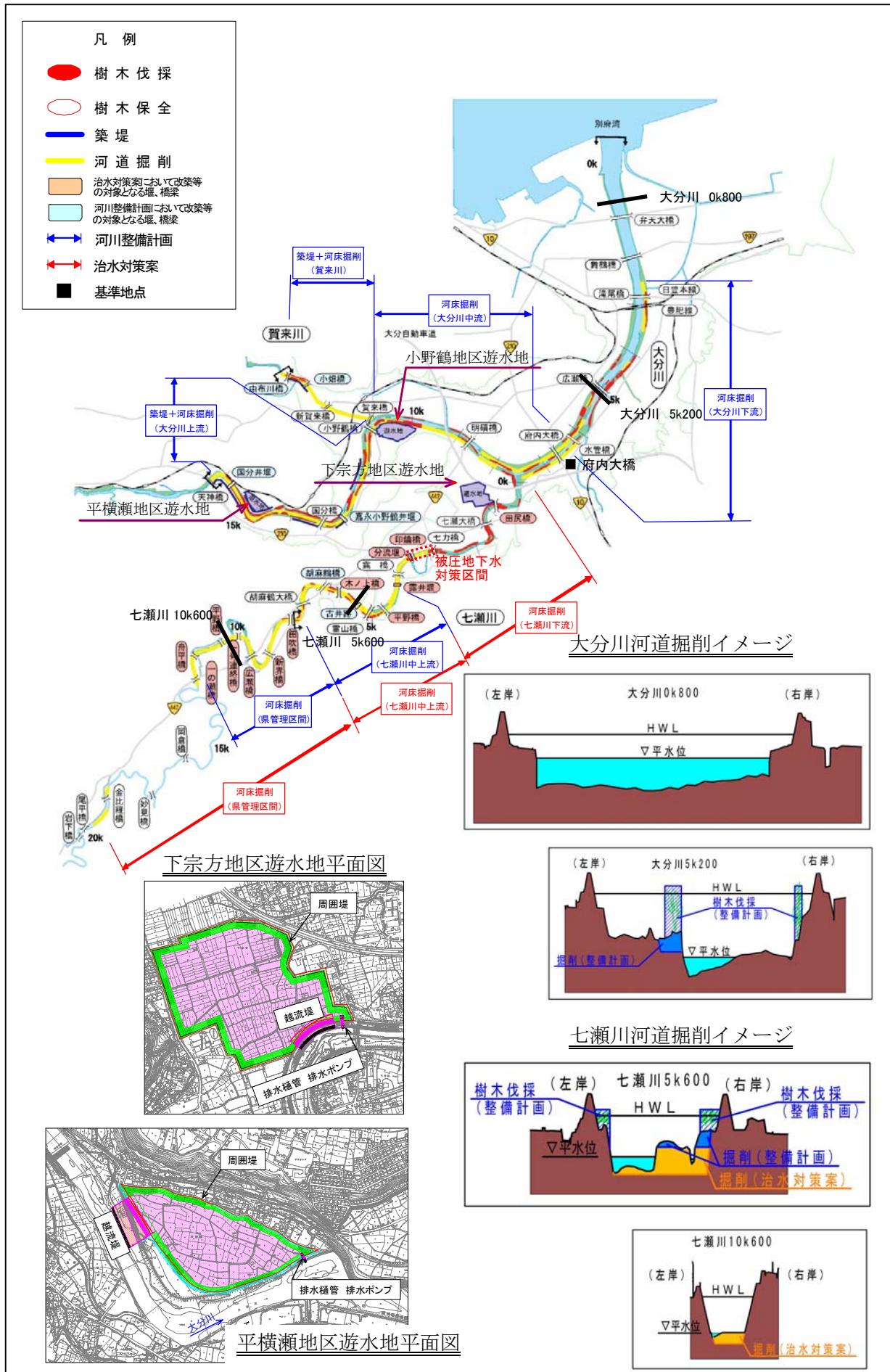
- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、掘込み方式での遊水地の設置を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から、大分川沿いに小野鶴地区と平横瀬地区的2箇所、七瀬川沿いに下宗方地区の1箇所遊水地を設置する。
- ・遊水地は、できるだけ住家に影響のない範囲で最大限の面積を確保するものとする。
- ・遊水地は、貯留された洪水流を自然排水できることを基本とし、排水口地点における河川の平水位程度まで掘削するものとする。また河川堤防と同じ高さの周囲堤を整備する。
- ・遊水地設置に伴い、用地補償を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ3：家屋等の浸水被害を防御する案

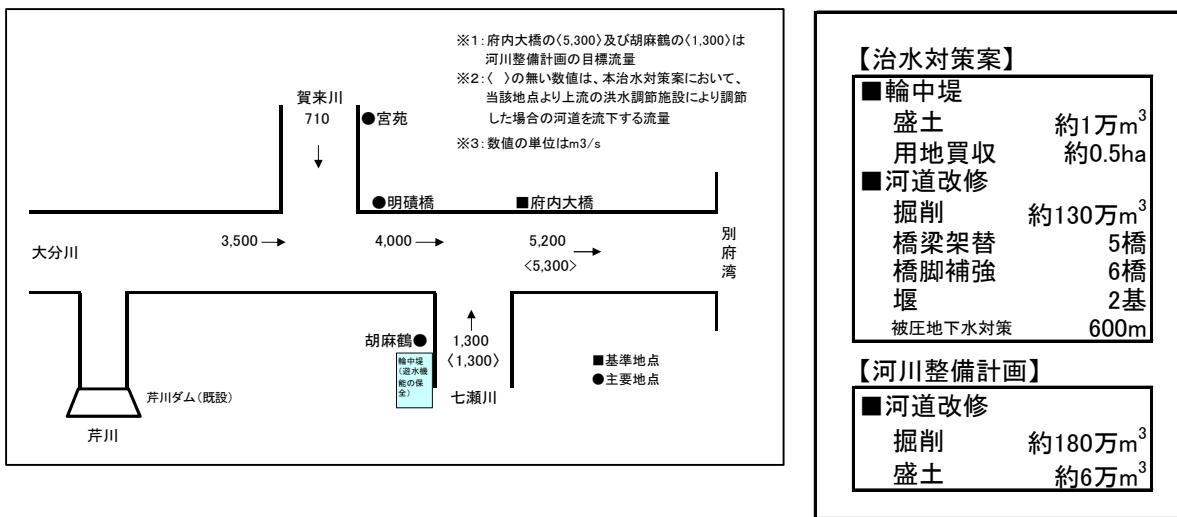
治水対策案⑫：輪中堤+遊水機能を有する土地の保全+宅地のかさ上げ・ピロティ建築等 +土地利用規制+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、輪中堤の設置を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・国管理区間においては、連続堤防が概成しており、輪中堤の適応箇所が存在しない。
- ・大分県管理区間においては、遊水機能を期待できる土地が1箇所存在しており、その保全とあわせて、家屋等の浸水被害を防ぐため輪中堤を整備する。
- ・遊水地内については地役権補償を行う。また、事業所等の移転、宅地かさ上げ・ピロティ建築等の用地補償を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

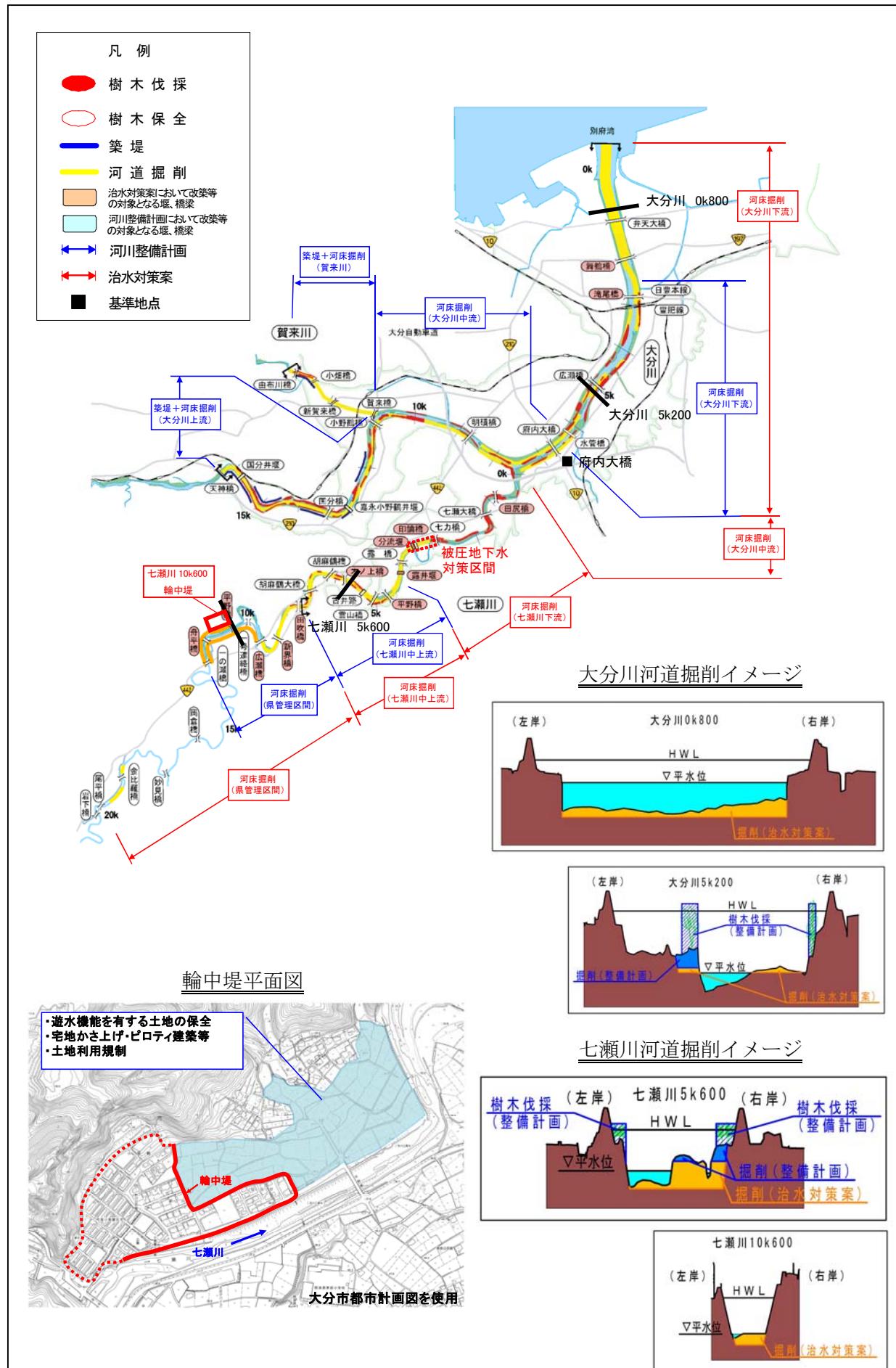
※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

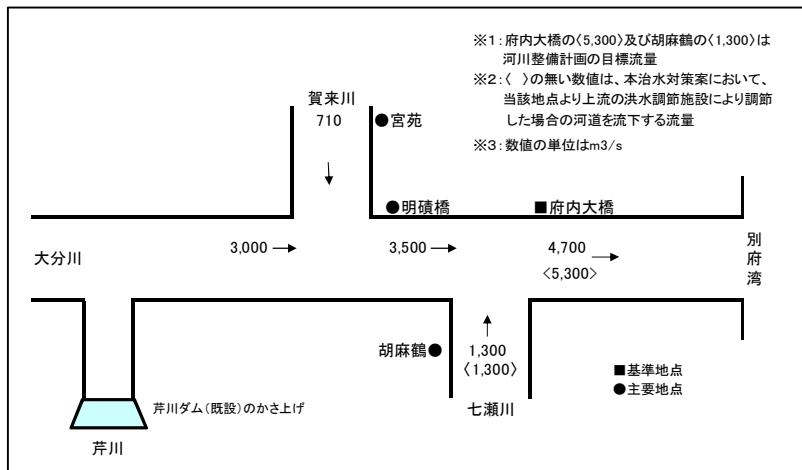


グループ4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案**治水対策案⑦：芹川ダムのかさ上げ+河道の掘削+河道内の樹木伐採****【対策案の概要】**

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、既設芹川ダムのかさ上げを行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・かさ上げにあたっては、法令や技術基準等を満足するよう、現芹川ダム建設時点の資料を基にダム構造等の設計を実施する。
- ・堤体のかさ上げに伴い、既存の洪水調節設備（ゲート）が使用できなくなるため、洪水調節設備（ゲート）及び減勢工の新設を行う。
- ・芹川ダム左岸側の尾根の高さが低いことから、漏水及び越水対策として、小規模の重力式コンクリートダムを設置する。
- ・貯水位が上昇することにより、ダム上流が水没することとなるため、用地補償を行う。
- ・貯水位が上昇することにより、道路の付け替えや高压線等の移設を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

**【治水対策案】**

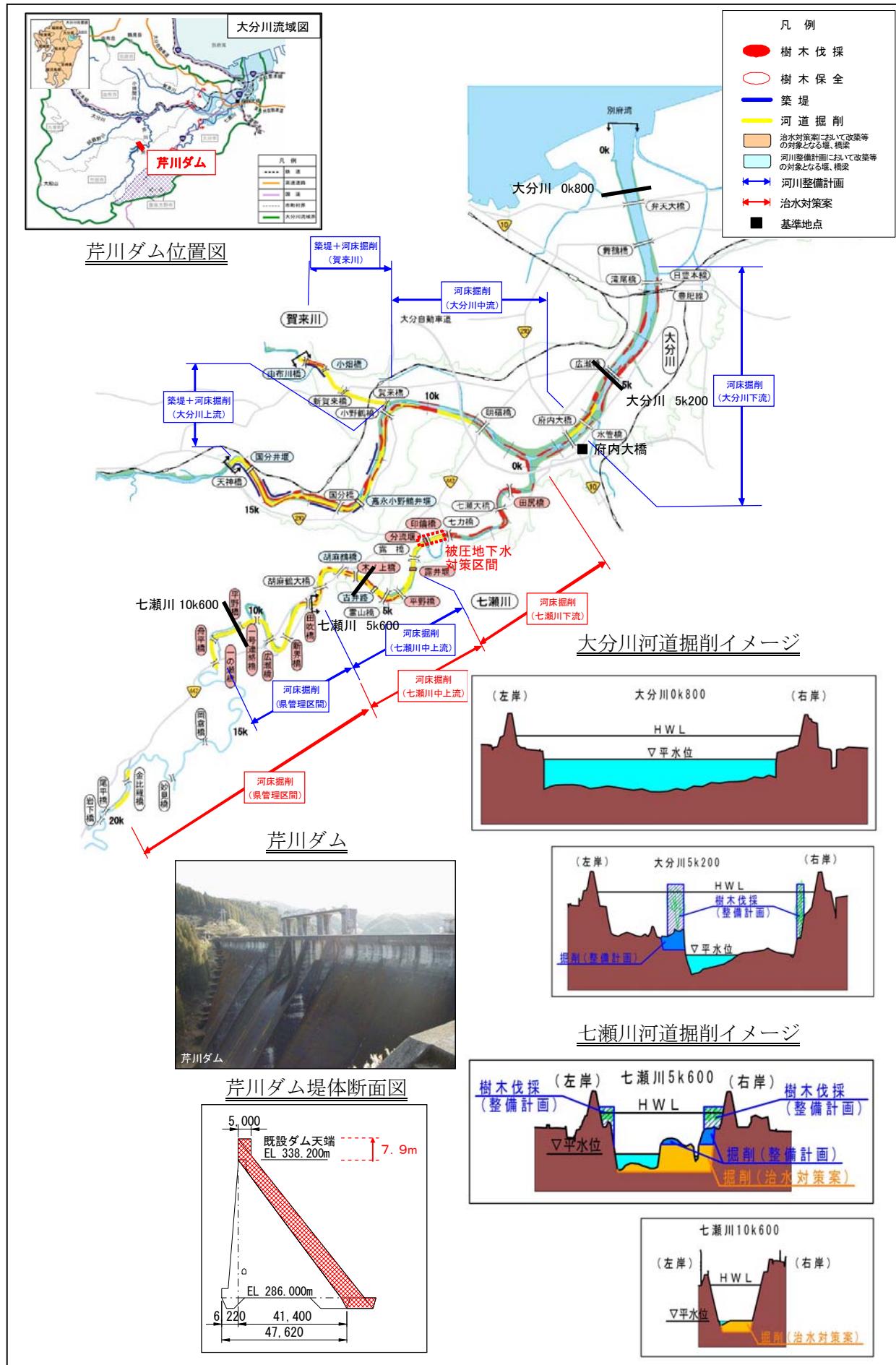
■ダムの有効活用	(かさ上げ: 7.9m)
芹川ダム	50戸
移転家屋	約56.3ha
用地買収	
■河道改修	約60万m ³
掘削	3橋
橋梁架替	8橋
橋脚補強	2基
堰	600m
被圧地下水対策	

【河川整備計画】

■河道改修	約160万m ³
掘削	約6万m ³
盛土	

※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

グループ4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

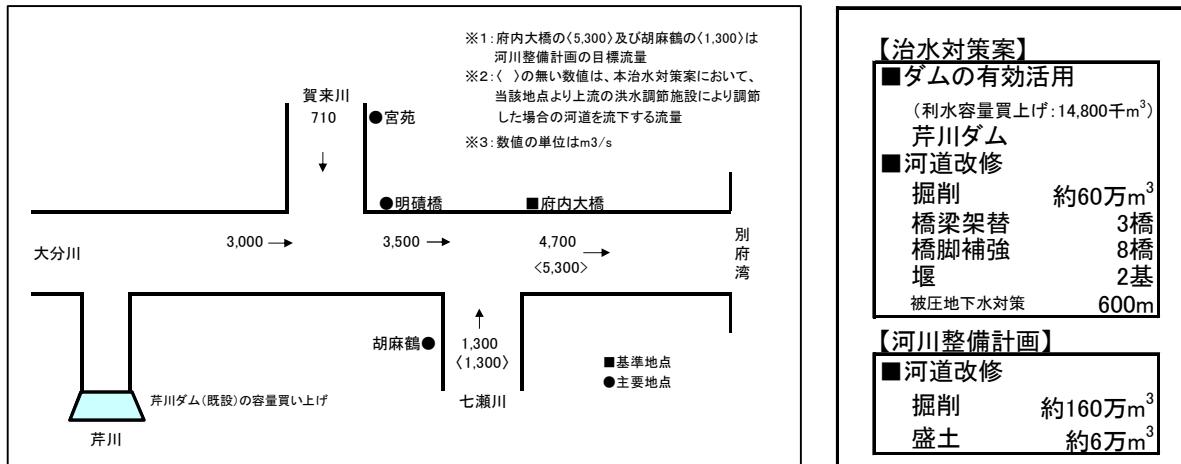
治水対策案⑧：芹川ダム容量買い上げ+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、既設の芹川ダムの容量買い上げを行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・新たに洪水調節設備（ゲート）を現在の洪水調節設備（ゲート）より低い位置に新設する。
- ・容量買い上げに伴い、発電及びかんがい補償を行う。
- ・芹川ダム容量買い上げに伴い、影響を与える下流発電施設について、減電補償を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

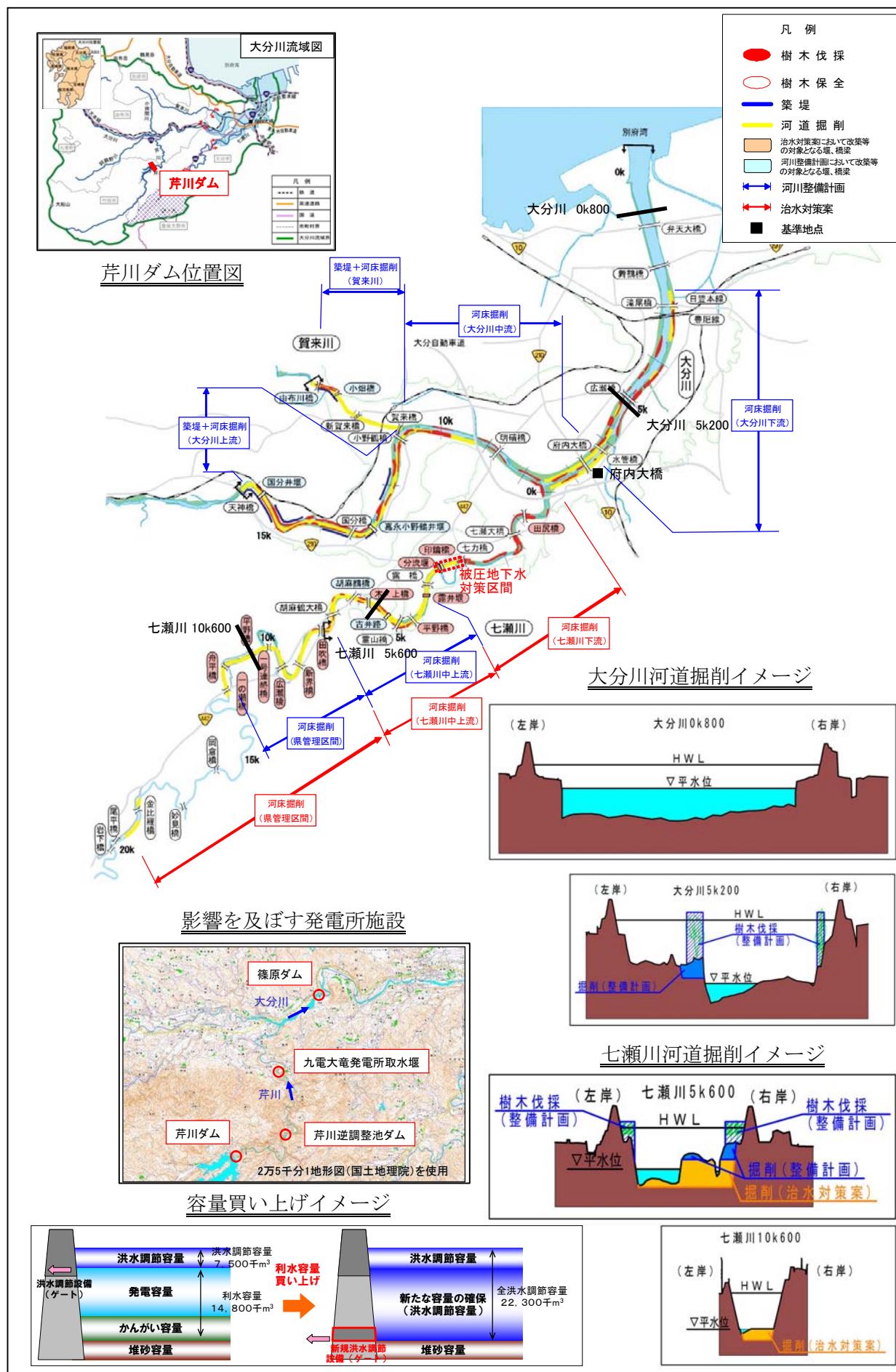
※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



※ 河川整備計画に盛り込まれている
河道改修を実施するとともに、河
川整備計画と同程度の治水安全度
を確保するため治水対策案を実施
する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

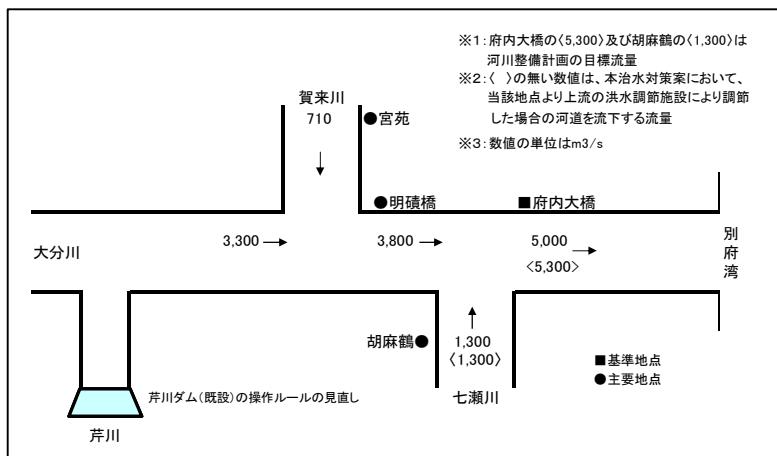
治水対策案⑨：芹川ダムの操作ルールの見直し+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、芹川ダムの操作ルールの見直しを行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・操作ルールは、施設改造を伴わない範囲で見直すものとする。
- ・現有施設では事前放流に対応可能な放流能力を有していないため、操作ルールで事前放流は考慮しないものとする。
- ・洪水調節開始流量の増加により、芹川ダム下流における中小洪水対策が必要となる一方大分川の河川整備計画における河道改修が一部不要となる。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



【治水対策案】

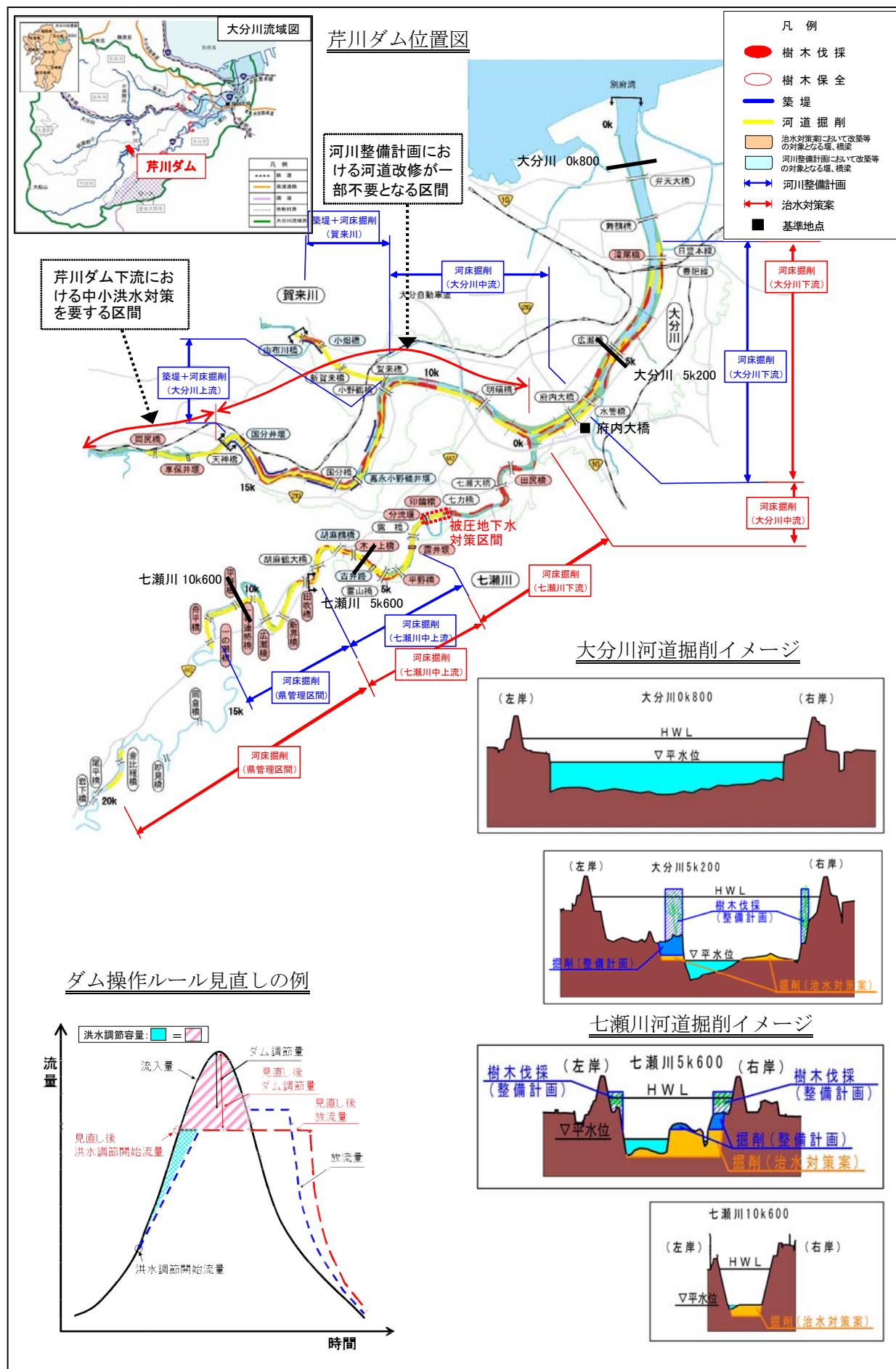
■ダムの有効活用 (操作ルールの見直し)	芹川ダム
■河道改修	
掘削	約140万m ³
盛土	約1万m ³
橋梁架替	4橋
橋脚補強	9橋
堰	3基
移転家屋	6戸
移転事業所等	13件
用地買収	約5.2ha
被圧地下水対策	600m

【河川整備計画】

■河道改修	
掘削	約160万m ³
盛土	約6万m ³

※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

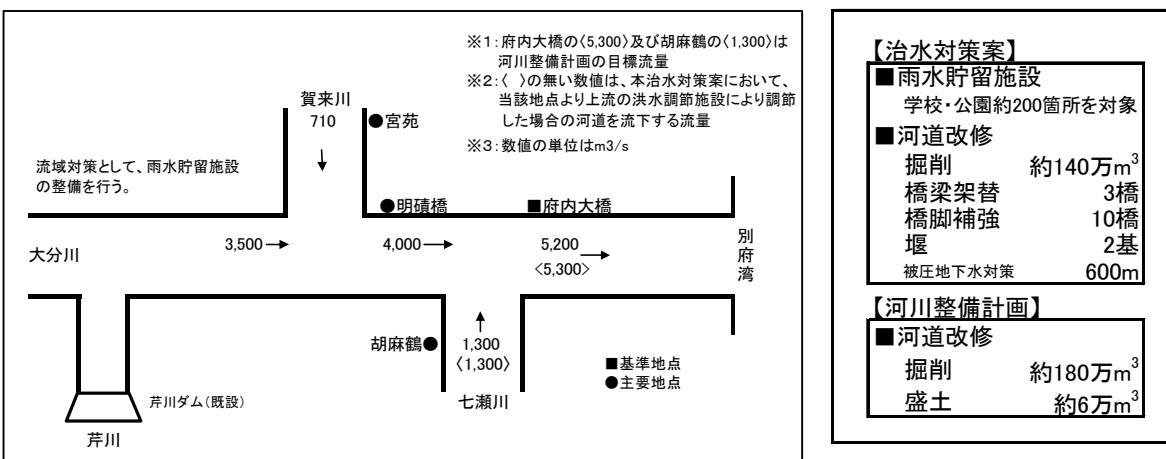


グループ5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案
治水対策案⑩ 雨水貯留施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

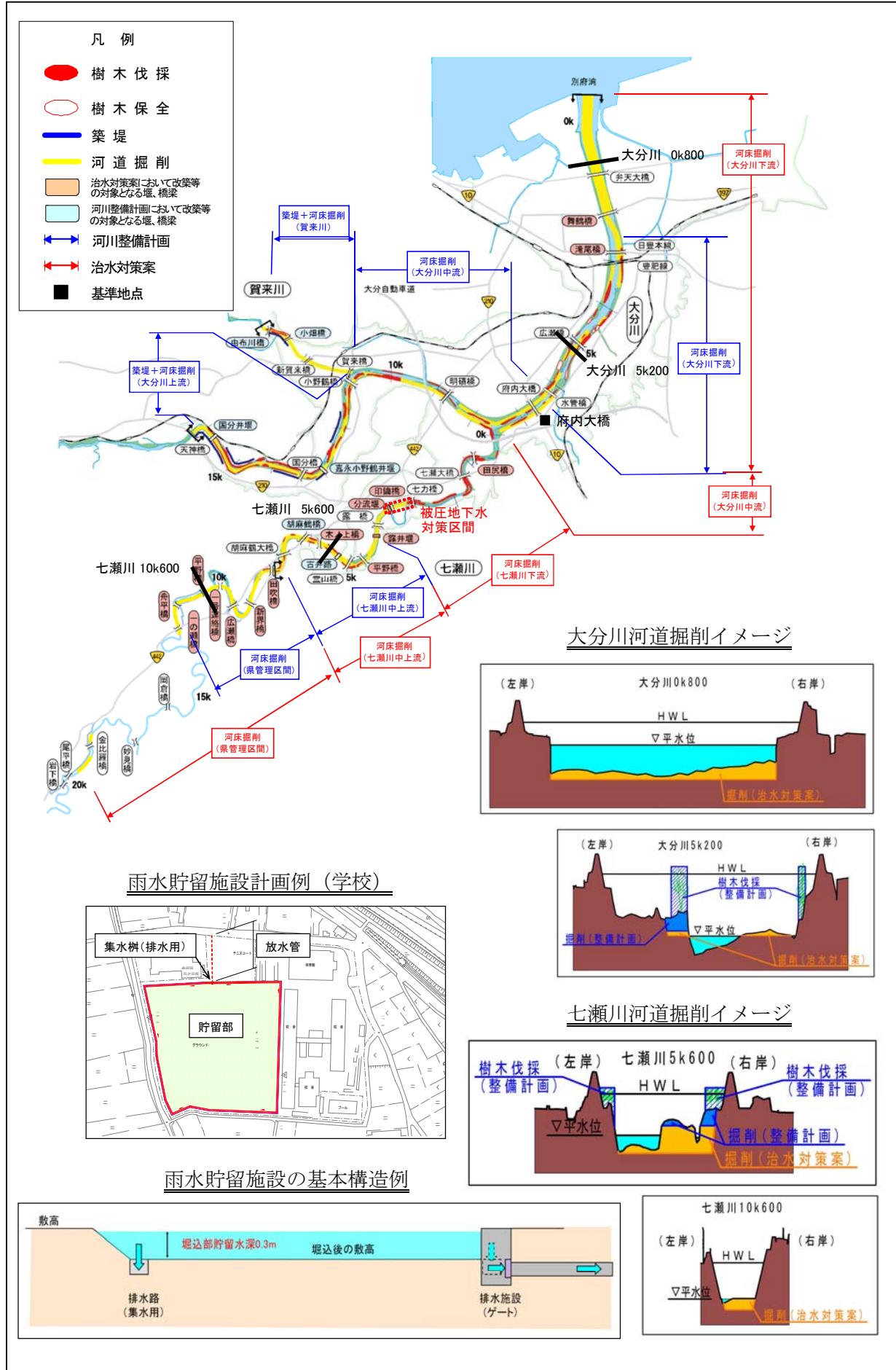
- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、流域内の公園や学校（校庭）を対象として雨水貯留施設の設置を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・貯留可能面積は、学校は校庭面積とし、公園は「流域貯留施設等技術指針（案）」に基づき児童公園は60%、近隣、地区公園は40%とする。
- ・貯留水深は「流域貯留施設等技術指針（案）」を参考とし30cm以下とする。
- ・貯留施設の構造は、現地盤を掘込み、集水用の排水路を周囲に設け、自然排水する構造とする。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

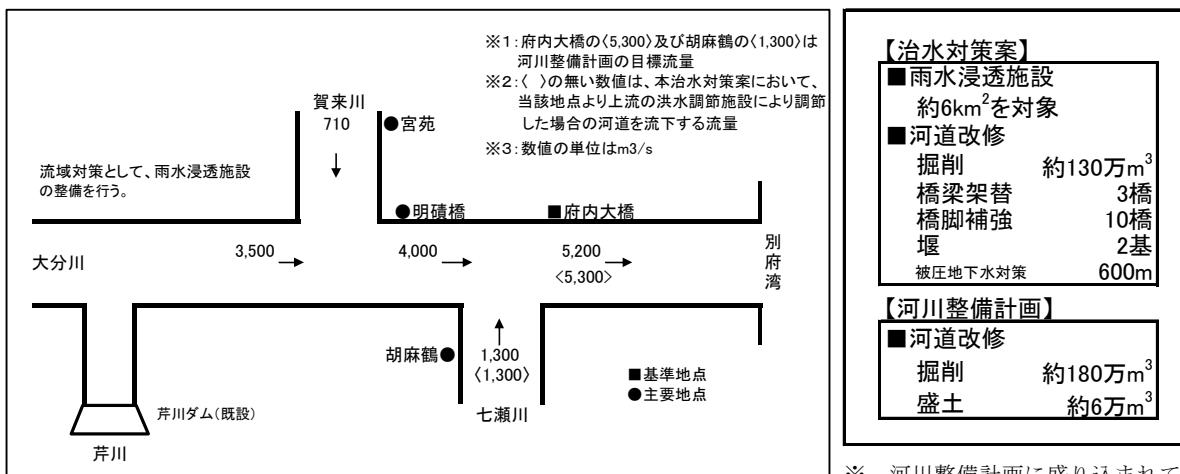


グループ5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案 治水対策案⑪ 雨水浸透施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採

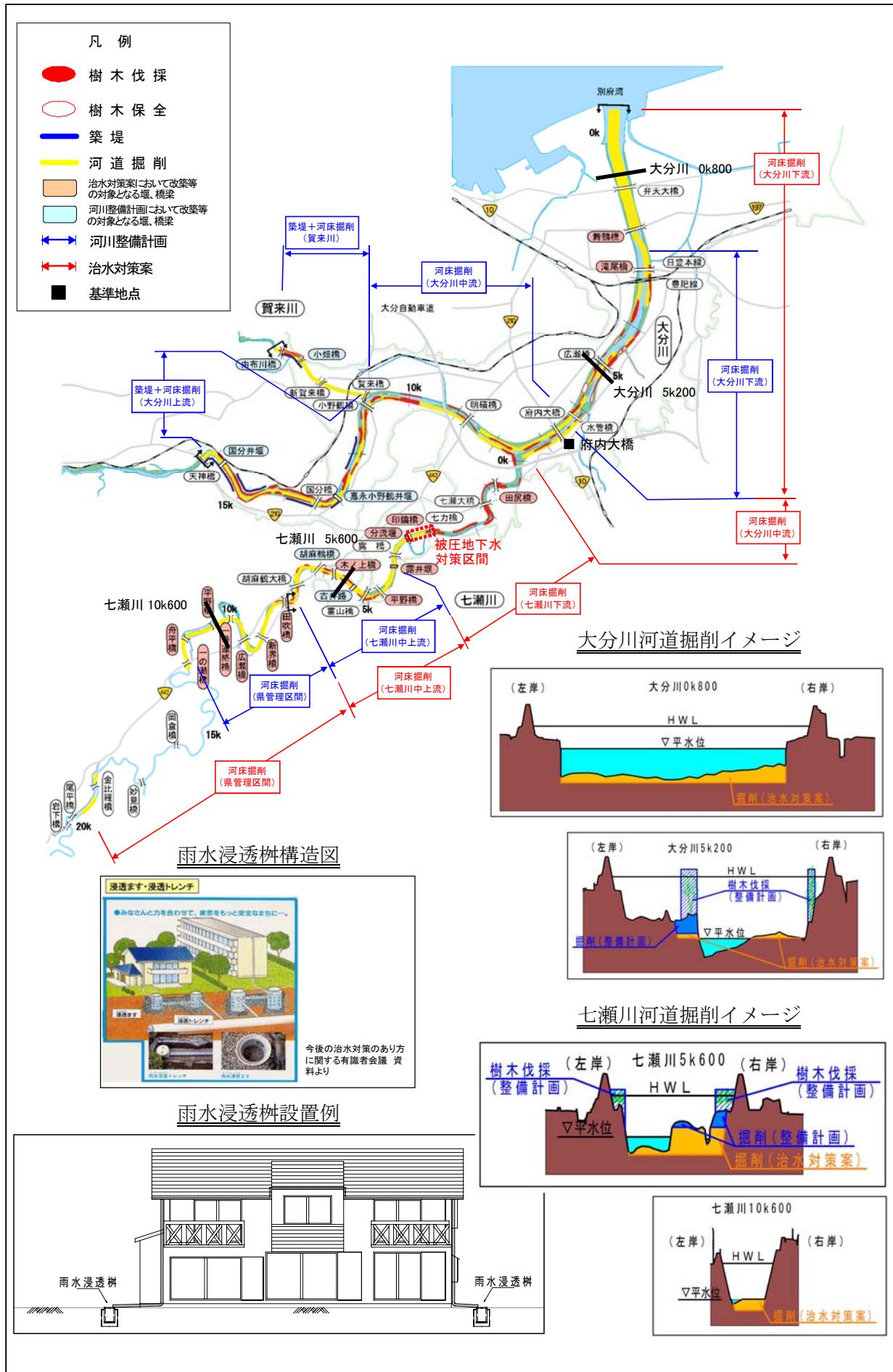
【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、流域内の宅地を対象として雨水浸透枠の設置を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・雨水浸透枠の浸透降雨強度は、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」を参考として 5mm/hr とする。
- ・雨水浸透枠は、「雨水浸透施設技術指針（案）」を参考として設置する。
- ・透水性舗装は、雨水浸透枠の整備に比べ、効果量当たりの費用が著しく高いことから、雨水浸透施設の設置対象としないものとする。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

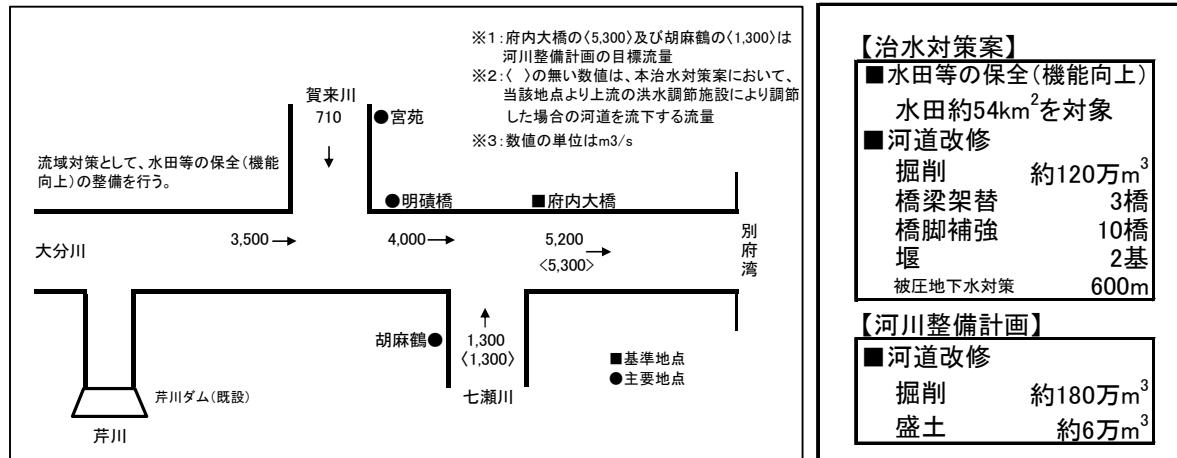
治水対策案⑬：水田等の保全（機能向上）十河道の掘削十河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、河川の流量を低減させるため、流域内の水田の機能向上を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・水田の貯留機能を向上させる施設は、畦畔のかさ上げ盛土とし、かさ上げ高は「土地改良事業計画設計基準」を参考として、高さ30cmとする。
- ・洪水時の貯留高は、「土地改良事業標準設計」より最大水深が20cmとなるよう落水口を設置することとする。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・流下阻害又は河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

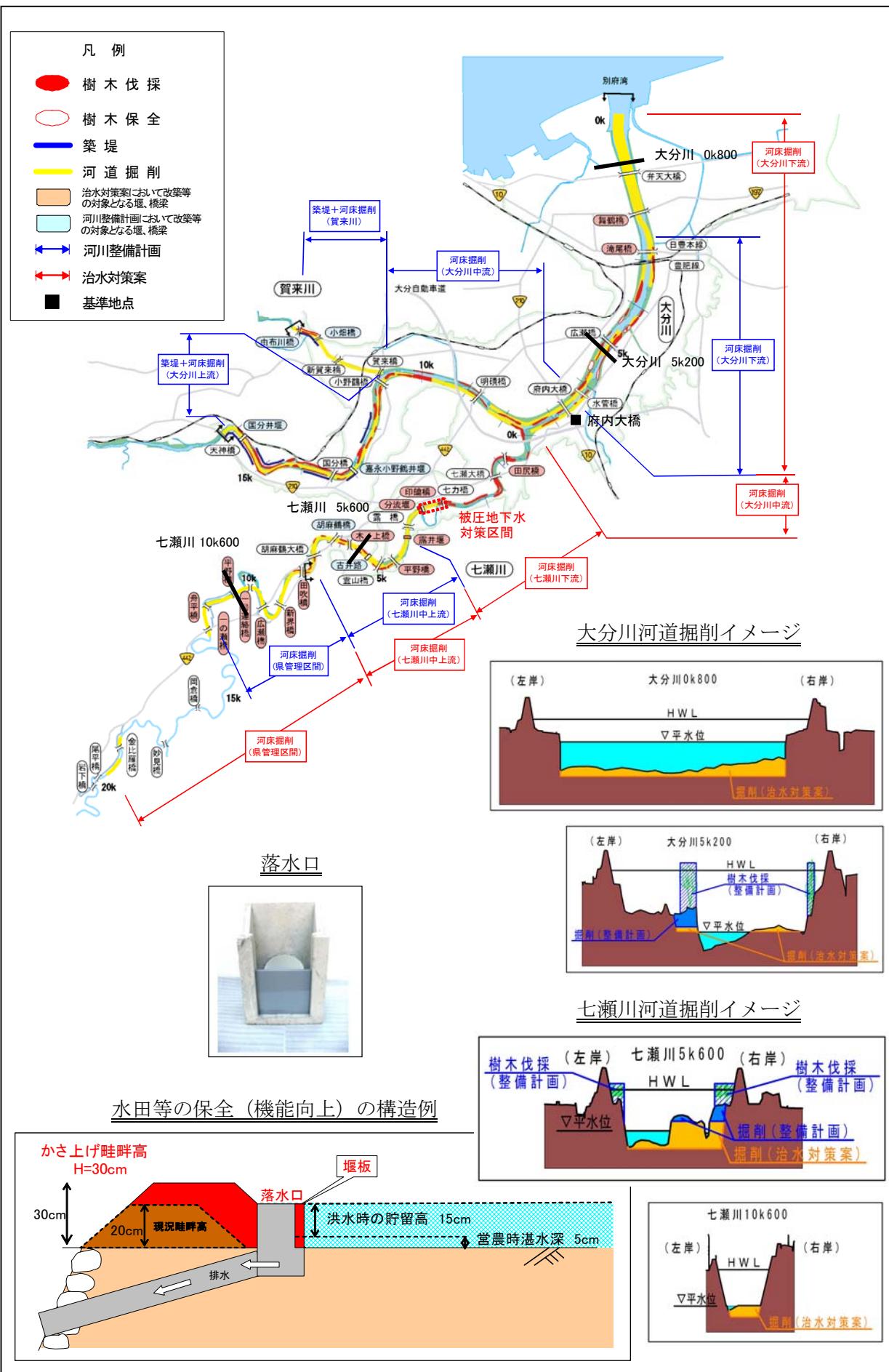
※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

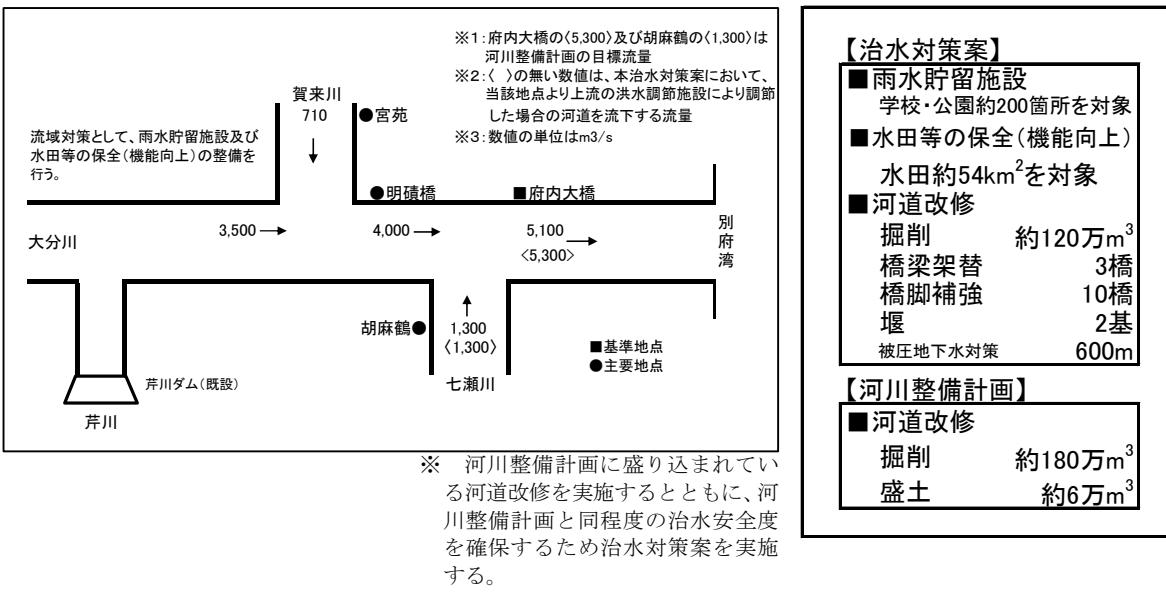


グループ5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案**治水対策案⑭：雨水貯留施設+水田等の保全（機能向上）****＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採****【対策案の概要】**

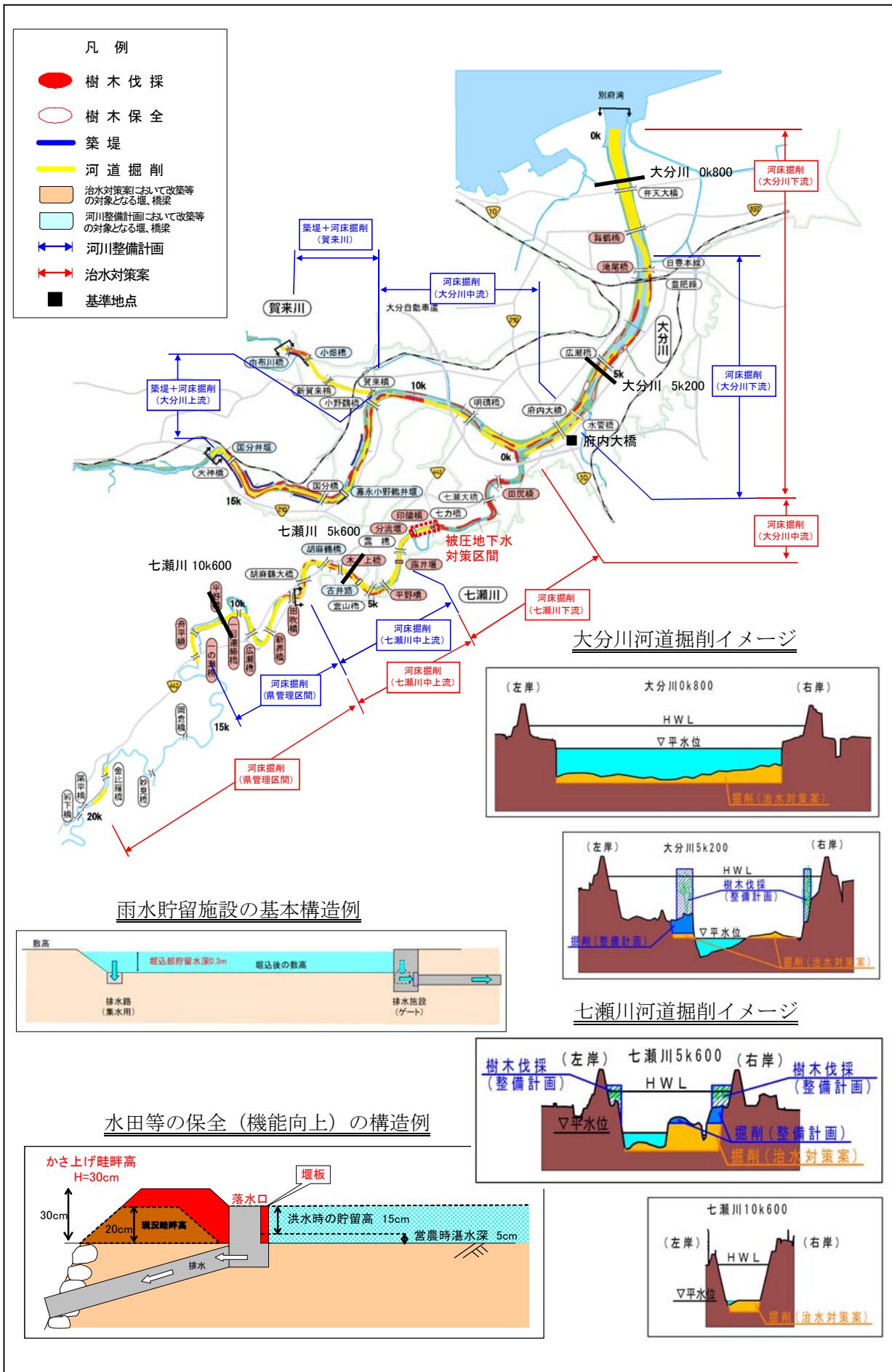
- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、雨水貯留施設の設置、水田の機能向上を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・貯留可能面積は、学校は校庭面積とし、公園は「流域貯留施設等技術指針（案）」に基づき児童公園は60%、近隣・地区公園は40%とする。
- ・貯留水深は「流域貯留施設等技術指針（案）」を参考とし30cm以下とする。
- ・貯留施設の構造は、現地盤を堀込み、集水用の排水路を周囲に設け、自然排水する構造とする。
- ・水田の貯留機能を向上させる施設は、畦畔のかさ上げ盛土とし、かさ上げ高は「土地改良事業計画設計基準」を参考として、高さ30cmとする。
- ・洪水時の貯留高は、「土地改良事業標準設計」より最大水深が20cmとなるよう落水口を設置することとする。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木の伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

グループ5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

治水対策案⑮：雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+遊水機能を有する土地の保全

+宅地のかさ上げ・ピロティ建築等+土地利用規制

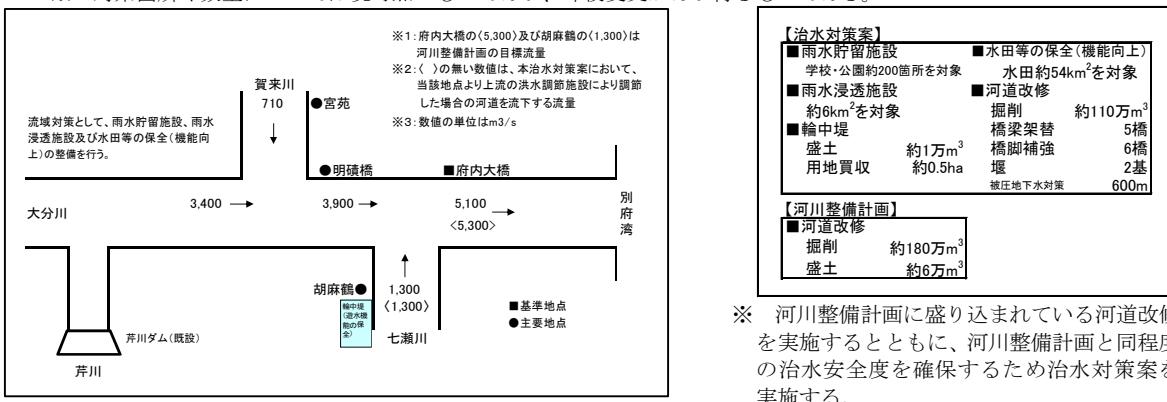
+水田等の保全（機能向上）+河道の掘削+河道内の樹木伐採

【対策案の概要】

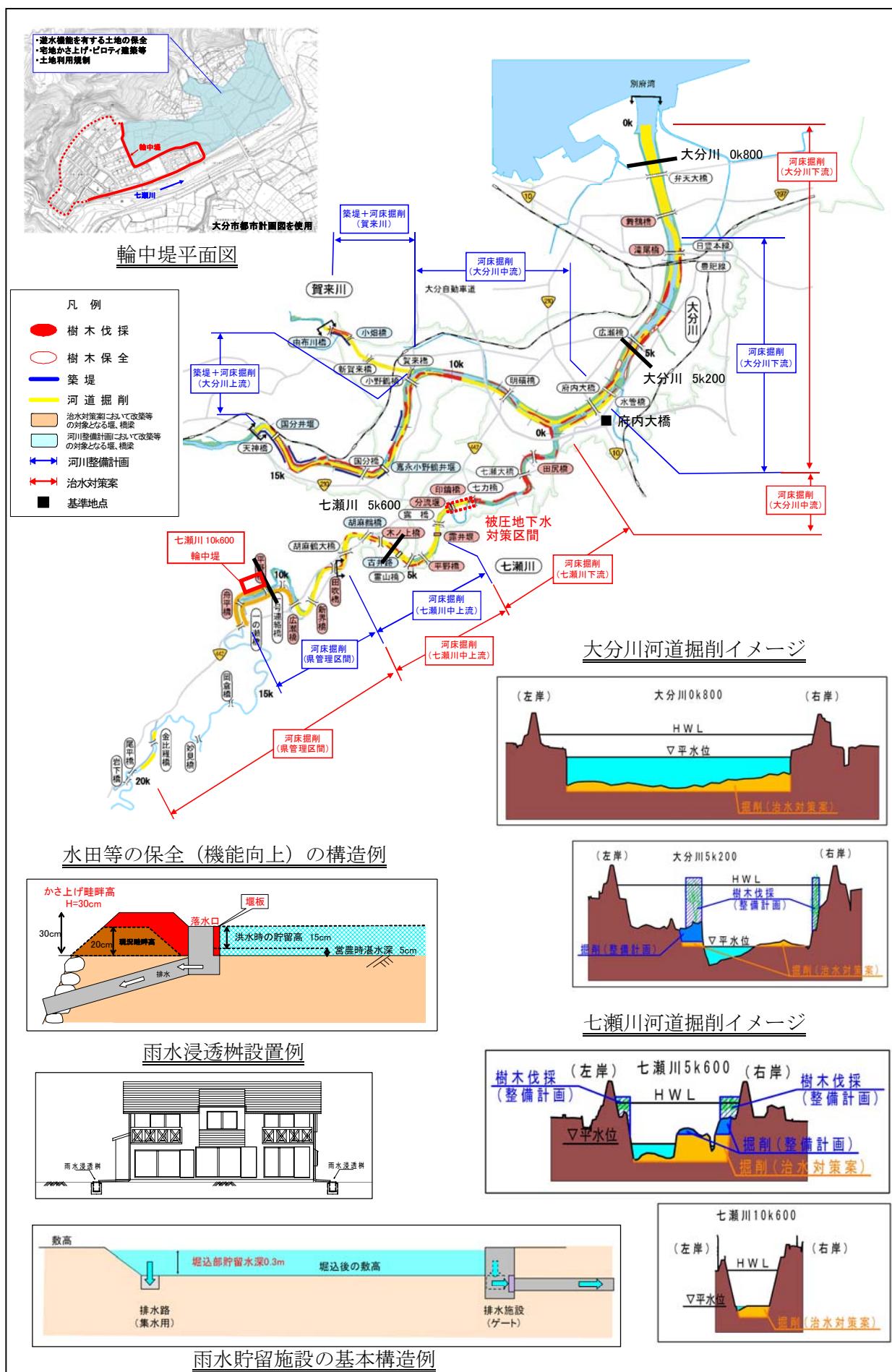
- ・河川整備計画の河道改修を実施するとともに、雨水貯留施設、雨水浸透施設、輪中堤の設置、水田の機能向上を行い、河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削及び樹木伐採を行う。
- ・貯留水深は「流域貯留施設等技術指針（案）」を参考とし 30 cm以下とする。
- ・貯留施設の構造は、現地盤を堀込み、集水用の排水路を周囲に設け、自然排水する構造とする。
- ・雨水浸透枠の浸透降雨強度は、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」を参考として 5mm/hr とする。
- ・雨水浸透枠は、「雨水浸透施設技術指針（案）」を参考として設置する。
- ・大分県管理区間においては、遊水機能を期待できる土地が 1 箇所存在しており、その保全とあわせて、家屋等の浸水被害を防ぐため輪中堤を整備する。
- ・水田の貯留機能を向上させる施設は、畦畔のかさ上げ盛土とし、かさ上げ高は「土地改良事業計画設計基準」を参考として、高さ 30cm とする。
- ・洪水時の貯留高は、「土地改良事業標準設計」より最大水深が 20cm となるよう落水口を設置することとする。
- ・遊水地内については地役権補償を行う。また、事業所等の移転、宅地かさ上げ・ピロティ建築等の用地補償を行う。
- ・流下断面積が不足する箇所において、野鳥等の生息状況や水衝部等治水の観点で特に重要性が高いと判断される樹木群を除き、原則として河道内の全ての樹木伐採を行う。
- ・河道の掘削は、河道内の樹木伐採後に流下断面積が不足する箇所とし、陸上部の掘削を基本とするが、不足する場合はさらに水中部の掘削を行う。
- ・七瀬川の一部区間では過去に工事の実施により被圧地下水が噴出する等の問題が生じたことがあるため、掘削にあたって対策工を実施する。
- ・河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。

※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



4.2.4 概略評価による治水対策案の抽出

(1) 概略評価による治水対策案抽出の考え方

4.2.2 及び 4.2.3 で立案した 16 の治水対策案について、検証要領細目（P.13）に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出 2」（以下参照）に基づき概略評価を行い、現計画（ダム案）以外の治水対策案を 1~5 のグループ別に抽出した。抽出結果を次頁の表 4-2-4-(1) に示す。

- グループ 1：洪水を安全に流下させる案
- グループ 2：できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案
- グループ 3：家屋の浸水被害を防御する案
- グループ 4：できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案
- グループ 5：できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

【参考：検証要領細目より抜粋】

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1) に定める手法で治水対策案を除いたり（棄却）、2) に定める手法で治水対策案を抽出したり（代表化）することによって、2~5 案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価（この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない）すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

- イ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案
- ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案
- ハ) コストが極めて高いと考えられる案 等

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化して示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

具体には、16 の治水対策案について、安全度、コスト^{※1}、実現性（制度上、技術上の観点）の評価軸において、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととし、各グループ内で妥当な案を抽出した。

※1 コストについては、現計画（ダム案）と比較して現河川整備計画（大分川ダムを含む）事業費の 2 倍を超えるものを極めて高いものとして棄却

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-2-4-(1) 治水対策案のグループ

No.	グループ	No.	治水対策案	対策案の概要(整備計画河道改修以外)
	現計画		河川整備計画(大分川ダム)	大分川ダムの建設により流量を低減させる。
1	洪水を安全に流下させる 渠	① 河道の掘削+河道内の樹木伐採 ② 堤防のかさ上げ+河道内の樹木伐採 ③ 引堤+河道内の樹木伐採 ④ 放水路+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ⑤ 遊水地(地盤構方式)+河道の掘削 ⑥ 遊水地(掘込み方式)+河道の掘削 ⑦ ダムの有効活用(かさ上げ)+河道の掘削 ⑧ ダムの有効活用(容量買い上げ)+河道の掘削 ⑨ ダムの有効活用(操作ルールの見直し) ⑩ 雨水貯留施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ⑪ 雨水浸透施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ⑫ 家屋等の浸水被害を防ぐ ⑬ 沿岸堤防+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ⑭ 遊水地(地盤構方式)1箇所の建設により流量を低減させる。 不足分及び効果の及ばない支川七瀬川について樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。	必要最低限の樹木を残し樹木伐採を行い、不足分を堤防のかさ上げにて対応する。 必要最低限の樹木を残し樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。 必要最低限の樹木を残し樹木伐採を行い、不足分を引堤にて対応する。 放水路の建設により流量を低減させる。 放水路の建設により流量を低減させる。 大分川沿いに遊水地(地盤構方式)1箇所の建設により流量を低減させる。 不足分及び効果の及ばない支川七瀬川について樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。 大分川沿いに2箇所、七瀬川沿いに1箇所、遊水地(掘込み方式)の建設により流量を低減させる。 不足分及び効果の及ばない支川七瀬川について樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。 七瀬川沿いに輪中堤を建設し、不足分を樹木伐採、河道掘削にて対応する。 既設の岸川ダムのかさ上げを行うことにより流量を低減させる。 既設の岸川ダムの容量を買い上げ治水容量に振り替えることにより流量を低減させる。 既設の岸川ダムの操作ルールの見直しを行うことにより流量を低減させる。 既設の岸川ダムの操作ルールの見直しを行うことにより流量を低減させる。 既設の岸川ダムの操作ルールの見直しを行うことにより流出の抑制を図り流量を低減させる。 既設の岸川ダムの操作ルールの見直しを行うことにより流出の抑制を図り流量を低減させる。	
2	できるだけ洪水を河道外に一部貯留する渠	⑮ 遊水地(掘込み方式)+河道の掘削 ⑯ +河道内の樹木伐採	大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流出の抑制を図り流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。	
3	家屋等の浸水被害を防ぐ	⑰ 輪中堤+河道の掘削+河道内の樹木伐採	大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流出の抑制を図り流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。	
4	できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する渠	⑱ ダムの有効活用(容量買い上げ)+河道の掘削 ⑲ +河道の掘削+河道内の樹木伐採 ⑳ 沿岸堤防+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉑ 雨水貯留施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉒ 雨水浸透施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉓ +河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉔ 雨水貯留施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉕ +河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉖ 雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+水田等の保全 ㉗ +河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉘ 雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+水田等の保全 ㉙ +河道の掘削+河道内の樹木伐採 ㉚ 雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+水田等の保全 ㉛ +河道の掘削+河道内の樹木伐採	大分川流域の家屋に雨水浸透施設を設置することにより流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。	
5	できるだけ雨水の河川への流出を抑制する渠	㉛ 大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流出の抑制を図り流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。		
		㉜ 大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。		
		㉝ 大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。		
		㉞ 大分川流域の学校(校庭)や公園に雨水貯留施設を設置することにより流量を低減させる。 不足分を樹木伐採を行い、不足分を河道掘削にて対応する。		

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(2) 各対策案の概略評価

各対策案の概略評価は次に示すとおりである。

【現計画（ダム案）：河川整備計画（大分川ダム＋河道改修）】

- ・現計画（ダム案）は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。

表 4-2-4-(2) 現計画の概略評価

現計画		治水対策案	安全度(被害軽減効果)	完成までに要する費用 ※1	実現性
河川整備計画	内容	・河川整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるか	概算コスト (億円)	・制度上の観点から実現性の見通しあるか ・技術上の観点から実現性の見通しあるか	
現計画 (ダム案)	河川整備計画(大分川ダム)	・河川整備計画目標流量を全川において安全に流すことができる。	約440	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

【グループ1からの抽出】

- ・治水対策案①～④は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・概算コストで優位である治水対策案①を抽出する。

※ なお、治水対策案③は、概算コストが現計画（ダム案）に比べて極めて高いため棄却する。

表 4-2-4-(3) グループ1 対策案の概略評価

グループ1			概略評価						
グループ	対策案 No.	治水対策案 内容	安全度(被害軽減効果)		完成までに要する費用 ※1	実現性		最も妥当 とする案	
			評価	概算コスト (億円)		評価 (コストが 極めて 高い)	評価 (制度上の観点から実現性の見通しあるか ・技術上の観点から実現性の見通しあるか)		
洪水を安全に流下させる案	①	河道の掘削+河道内の樹木伐採	・河川整備計画目標流量を全川において安全に流すことができる。	－	約520	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	－	○
	②	堤防のかさ上げ+河道内の樹木伐採	同上	－	約630	－	同上	－	
	③	引堤+河道内の樹木伐採	同上	－	約1,000	棄却	同上	－	
	④	放水路+河道の掘削+河道内の樹木伐採	同上	－	約620	－	同上	－	

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

【グループ2からの抽出】

- ・治水対策案⑤、⑥は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・概算コストで優位である治水対策案⑤を抽出する。

表 4-2-4-(4) グループ2 対策案の概略評価

グループ	対策案No.	内容	概略評価						
			安全度(被害軽減効果)		完成までに要する費用 ※1		実現性		
			評価	概算コスト(億円)	評価 (コストが 極めて 高い)	制度上の観点から実現性の見通 しはどうか	技術上の観点から実現性の見通 しはどうか	最も妥当 とする案	
できるだけ 洪水を河 道外に一 部貯留す る案	⑤	遊水地(地役権方式)+河道の掘削 +河道内の樹木伐採	・河川整備計画目標流量を全川に おいて安全に流すことができる。	—	約530	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	—	○
	⑥	遊水地(堰込み方式)+河道の掘削 +河道内の樹木伐採	同上	—	約760	—	同上	—	

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

【グループ3からの抽出】

- ・治水対策案⑫は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・治水対策案⑫を抽出する。

表 4-2-4-(5) グループ3 対策案の概略評価

グループ	対策案No.	内容	概略評価						
			安全度(被害軽減効果)		完成までに要する費用 ※1		実現性		
			評価	概算コスト(億円)	評価 (コストが 極めて 高い)	制度上の観点から実現性の見通 しはどうか	技術上の観点から実現性の見通 しはどうか	最も妥当 とする案	
家屋等の 浸水被害 を防護する 案	⑫	輪中堤+河道の掘削+河道内の樹木伐採	・河川整備計画目標流量を概ね全 川において安全に流すことができる。	—	約530	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	—	○

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

【グループ4からの抽出】

- ・治水対策案⑦～⑨は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
 - ・概算コストで優位である治水対策案⑨を抽出する。
 - ・治水対策案⑦は、他の目的との組み合わせによりコストが変わることが考えられるため、概略評価時においては抽出する。
- ※ なお、治水対策案⑧は、概算コストが現計画（ダム案）に比べて極めて高いため棄却する。

表 4-2-4-(6) グループ4 対策案の概略評価

グループ4

グループ	対策案No.	内容	概略評価					
			安全度(被害軽減効果)		完成までに要する費用 ※1	実現性		評価
できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案	⑦	ダムの有効活用(かさ上げ) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	・河川整備計画目標流量を全川において安全に流すことができる。	－	約720	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	－
	⑧	ダムの有効活用(容量買上げ) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約1,200	棄却	同上	－
	⑨	ダムの有効活用(操作ルールの見直し) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約520	－	同上	－

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

【グループ5からの抽出】

- ・治水対策案⑩、⑪、⑬～⑯は、安全度の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・概算コストで優位である治水対策案⑩を抽出する。

表 4-2-4-(7) グループ5 対策案の概略評価

グループ5

グループ	対策案No.	内容	概略評価					
			安全度(被害軽減効果)		完成までに要する費用 ※1	実現性		評価
できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑩	雨水貯留施設 + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	・河川整備計画目標流量を全川において安全に流すことができる。	－	約550	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	－
	⑪	雨水浸透施設 + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約570	－	同上	－
	⑬	水田等の保全(機能向上) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約560	－	同上	－
	⑭	雨水貯留施設 + 水田等の保全(機能向上) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約580	－	同上	－
	⑮	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 輪中堤 + 水田等の保全(機能向上) + 河道の掘削 + 河道内の樹木伐採	同上	－	約630	－	同上	－

※1 完成までに要する費用は、現計画にあってはダム以外の河道改修等を含み、その他の対策案についても河道改修等を含んだ費用を計上している。

※2 概略評価にあたっては関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(3) 概略評価による治水対策案の抽出結果

概略評価によって以下の7案を抽出した。

表 4-2-4-(8) 概略評価による治水対策案の抽出結果

【概略評価】治水対策案の抽出結果

No.	グループ	No.	治水対策案	評価
	現計画（ダム案）		河川整備計画(大分川ダム)	○
1	洪水を安全に流下させる案	①	河道の掘削+河道内の樹木伐採	○
		②	堤防のかさ上げ+河道内の樹木伐採	抽出せず
		③	引堤+河道内の樹木伐採	棄却(コスト)
		④	放水路+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
2	できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案	⑤	遊水地(地役権方式)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	○
		⑥	遊水地(堰込み方式)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
3	家屋等の浸水被害を防御する案	⑦	輪中堤+河道の掘削+河道内の樹木伐採	○
4	できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案	⑧	ダムの有効活用(容量買い上げ)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	棄却(コスト)
		⑨	ダムの有効活用(操作ルールの見直し)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	○
		⑩	雨水貯留施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採	○
5	できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑪	雨水浸透施設+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
		⑫	水田等の保全(機能向上)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
		⑬	雨水貯留施設+水田等の保全(機能向上)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
		⑭	雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+水田等の保全(機能向上)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず
		⑮	雨水貯留施設+雨水浸透施設+輪中堤+水田等の保全(機能向上)+河道の掘削+河道内の樹木伐採	抽出せず

※ ○は、抽出した治水対策案

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.2.5 治水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した7つの治水対策案について、検証要領細目に示されている7つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、治水対策案の名称は以下のように整理した。

表 4-2-5-(1) 治水対策案の名称

概略評価による抽出時の治水対策案の名称	評価軸ごとの評価時の治水対策案の名称
現計画（ダム案）： 河川整備計画（大分川ダム＋河道改修）	大分川ダム案
治水対策案①： 河道の掘削＋河道内の樹木伐採	河道掘削案
治水対策案⑤： 遊水地（地役権方式）＋宅地のかさ上げ・ピロティ建築等＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採	遊水地案
治水対策案⑦： ダムの有効活用（かさ上げ）＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採	芹川ダムかさ上げ案
治水対策案⑨： ダムの有効活用（操作ルールの見直し）＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採	芹川ダム操作ルール見直し案
治水対策案⑩： 雨水貯留施設＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採	雨水貯留施設案
治水対策案⑫： 輪中堤＋遊水機能を有する土地の保全＋宅地のかさ上げ・ピロティ建築等＋土地利用規制＋河道の掘削＋河道内の樹木伐採	輪中堤案

評価結果については、評価表 表 4-2-5-(3)～表 4-2-5-(7)のとおりである。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

【別紙2】第12回以後の治水対策のあり方にに関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

362

○原則として定量的評価を行うことが可能。△主として定性的評価を行ふことがある。—定量的評価が重い場合には困難

「表現性」としては、例えば、連原じつの女優ほか新しく亿元ないか、コトバが新しいか、特徴性があのうか、地域に与えられる

これまで、法制度上文は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討されない場合が多くた。

表4-2-5-(3) 治水対策案の評価軸ごとの評価①

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表4-2-5-(5) 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と実施要素の概要 評価軸と評価の考え方	現計画(ダム渠)	治水対策案①		治水対策案⑤		治水対策案⑦		治水対策案⑨		治水対策案⑩	
		大分川ダム渠	河道調削渠	大分川渠	過水地渠	大分川渠	大分川渠	大分川渠	大分川渠	大分川渠	大分川渠
● 土地所有者等の見通しはどうか	・大分川ダム	・大分川渠									
● 他の開拓者等はどこか	【河道改修】 ・大分川ダム	【河道改修】 ・大分川渠									
実現性	● 法制度上の見通しはどうか	【河道改修】 ・大分川ダム建設に対する漁業者等利害関係者の調整は完了している。	【河道改修】 ・大分川渠建設に対する漁業者等利害関係者の調整は完了している。								
持続性	● 技術上の見通しはどうか	【大分川ダム】 ・技術上の観点から実現性の指標となる要素は「技術上の見通しはどうか」とは可能である。									

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表4-2-5-(6) 治水対策案の評価軸ごとの評価④

表4-2-5(7) 治水対策案の評価指標ごとの評価

評価指標と評価の考え方	現計画(ダム案)	治水対策案①		治水対策案⑤		治水対策案⑦		治水対策案⑨		治水対策案⑩		治水対策案⑪ 輪中堤案
		大分川ダム案 河道制御案	過水地案	大分川 : 樹木伐採+河道の掘削 ・七瀬川 : 樹木伐採+河道の掘削	大分川 : 樹木伐採+河岸の掘削 ・七瀬川 : 樹木伐採+河岸の掘削	大分川 : 芦川ダムの操作ルール見直し案 ・七瀬川 : 樹木伐採+河岸の掘削	大分川 : 芦川ダムの操作ルール見直し ・七瀬川 : 樹木伐採+河岸の掘削	大分川 : 河道改修 ・七瀬川 : 河道改修				
●水環境に対してどのように影響があるか	(大分川ダム) ・ダム完成後のダム・流れへの影響について、水質・水温についての調査が生じた場合、環境基準措置として、取水設備設置する。では、ダム建設後への変化は小さいと予測される。	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[輪中堤]
●生物の多様性の確保及び森林の自然環境への影響	[大分川ダム] (湛水面積: 1.0km ²) ・動植物の重要な棲息地の消失や生態系への影響を受けた場合、移種等の環境保全措置を講ずる必要がある。 [河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[輪中堤]
環境への影響	[大分川ダム] ・シユレーツヨンによって、ダムより下流の七瀬川では、河床材による堆積等が生じる可能性がある。 ・土砂流出がどう変化し、下流河川・海岸へどのように影響するか	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、洪水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。また、芦川ダムでの影響は想定できない。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道制削に伴い、芦川ダムの操作ルール見直し案による影響について、河川率がさびやかになる。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[河口部の河道改修による影響は想定されない。	[輪中堤]
●豊かな人と自然との豊かな影響があるか	[その他(CD2排出等)]											

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容